

追 補

□法令一覧

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成 30 年法律第 66 号)(毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律関係部分抜粋)	3
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (平成 30 年政令第 197 号)	5
毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 79 号)	7
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令 (平成 30 年政令第 291 号)(毒物及び劇 物取締法施行令の一部を改正する政令関係部分抜粋)	8
毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 128 号)(抜粋)	9
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (平成 30 年政令第 342 号)	30
毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 144 号)	31

□通知一覧

毒物及び劇物指定令の一部改正等について (平成 30 年 6 月 29 日付け薬生発 0629 第 1 号)(抜 粋)	32
毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について (平成 30 年 7 月 24 日付け薬生薬審 発 0724 第 1 号)(抜粋)	33
毒物又は劇物の指定及び除外の審議申請について (平成 30 年 7 月 30 日付け薬生薬審発 0730 第 1 号)(抜粋)	35
平成 30 年度第 1 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会毒物劇物調査会審議結果及び 審議物質の製剤除外等の申請について (平成 30 年 7 月 30 日付け薬生薬審発 0730 第 4 号)(抜 粋)	40
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 の施行等について (平成 30 年 10 月 17 日付け薬生発 1017 第 7 号)(抜粋)	43

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限の委譲等について（平成30年10月17日付け薬生薬審発1017第2号）（抜粋）

..... 44

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（平成30年12月19日付け薬生発1219第1号）（抜粋）

..... 48

平成30年度第2回薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会毒物劇物調査会審議結果及び審議物質の製剤除外等の申請について（平成30年12月25日付け薬生薬審発1225第1号）（抜粋）

..... 50

爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について（平成31年1月10日付け薬生総発0110第1号・薬生薬審発0110第2号・薬生監麻発0110第5号）

..... 53

毒物及び劇物の適正な保管管理等のさらなる徹底について（平成31年1月30日付け薬生薬審発0130第2号）

..... 55

その他

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第197号）において指定された物質に関する情報

..... 56

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第342号）において指定された物質に関する情報

..... 66

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)(毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律関係部分抜粋)

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「又は輸入業」を「、輸入業又は販売業」に、「又は営業所ごとに厚生労働大臣が、販売業の登録は、店舗ごとにその」を「、営業所又は店舗ごとに、その製造所、営業所又は」に改め、「都道府県知事(」の下に「販売業にあつては」を加え、「。第3項」を「。次項、第5条」に、「第21条第1項」を「第19条第1項から第3項まで」に改め、同条第2項中「又は輸入業」を「、輸入業又は販売業」に改め、「あつては営業所」の下に「、販売業者にあつては店舗」を加え、「又は営業所」を「、営業所又は店舗」に改め、「を経て、厚生労働大臣」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第5条中「厚生労働大臣、」及び「、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を削り、「取消」を「取消し」に、「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第6条中「第4条」を「第4条第1項」に、「左の各号に」を「次に」に改める。

第7条第2項中「又は劇物」を「若しくは劇物」に、「又は販売業」を「若しくは販売業」に、「併せ」及び「あわせて」を「併せて」に、「又は店舗が互に」を「若しくは店舗が互いに」に改め、同条第3項中「製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその」を「その製造所、営業所又は」に、「、その」を「その」に改める。

第10条第1項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその」を「その製造所、営業所又は」に、「、その旨」を「その旨」に改める。

第15条の3中「第17条第2項」を「第18条第1項」に、「第23条の3」を「第5項、第20条第2項並びに第23条の2」に、「に規定する政令」を「の政令」に改める。

第18条を削る。

第17条第1項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」を「毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者」に改め、「営業所」の下に「、店舗、研究所」を、「質問させ、」の下に「若しくは」を加え、「に規定する政令」を「の政令」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「及び第2項」を削り、同項を同条第4項とし、同条を第18条とする。

第16条の2第1項中「に規定する政令」を「の政令」に、「流れ出、しみ出」を「流れ出し、染み出し」に、「しみ込んだ」を「染み込んだ」に改め、同条を第17条とする。

第19条第1項中「厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、」及び「(販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第3項において同じ。)」を削り、「販売業の登録を受けている者について、これらの者」を「毒物劇物営業者」に、「第5条の規定に基づく」を「第5条の」に、「同条の規定に基づく厚生労働省令で定める」を「当該」に改め、同条第2項中「厚生労働大臣又は」及び「、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」を削り、同条第3項中「厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の毒物劇物取扱責任者について、」を削り、

「都道府県知事は、」の下に「毒物若しくは劇物の製造業、輸入業若しくは」を加え、「について、その者」を削り、「毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して、その」を「毒物劇物営業者に対して、毒物劇物取扱責任者の」に改め、同条第4項中「厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、」を削り、「販売業の登録を受けている者」を「毒物劇物営業者」に改め、「について、これらの者」を削り、「その」の下に「営業の」を加え、同条第5項を削り、同条第6項中「厚生労働大臣は、」の下に「保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため」を加え、「、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を削り、「第1項から第4項まで」を「前各項」に、「に基づく」を「による」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とする。

第20条第2項中「厚生労働大臣又は」及び「、指定都市の長、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」を削る。

第21条第1項中「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」を「毒物劇物営業者」に、「又は営業所」を「、営業所又は店舗」に、「を経て厚生労働大臣に、毒物又は劇物の販売業者」を「(販売業)に、「の都道府県知事に」を「が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」)に」に改め、同条第2項中「譲渡及び譲受」を「譲渡し及び譲受け」に、「第3条の2第10項」を「同条第10項」に改め、同条第4項中「又は特定毒物使用者」を「若しくは特定毒物使用者」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第22条第1項中「の定める」を「で定める」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「規定に基づく」を削り、「同項の」の下に「規定の」を加え、同条第4項中「第16条の2、第17条第2項から第5項まで」を「第17条、第18条」に、「第6項」を「第5項」に、「都道府県知事に」とあるのは「」を「その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事」とあるのは「その事業場の所在地の」に、「」に」と、第15条の3中「」を「。第15条の3、第18条第1項並びに第19条第3項及び第5項において同じ。」と、第15条の3中「都道府県知事(」に、「」とあるのは「第22条第1項に規定する者(同条第2項に規定する者を含む。)の事業場」と、「」を「の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長」に、「第17条第2項、」を「第18条第1項、」に、「第23条の3」を「第5項、第20条第2項並びに第23条の2において同じ。」)に、「。第17条第2項及び第19条第3項」と、「又は特定毒物研究者の行う」とあるのは「の行う」を「都道府県知事」に改め、同条第5項中「第16条の2並びに第17条第2項から第5項まで」を「第17条並びに第18条」に、「同条第2項」を「同条第1項」に改め、同条第6項中「で準用する」を「において準用する」に改め、同条第7項中「第4項で」を「第4項において」に、「場合に」を「場合について」に改める。

第23条を削り、第23条の2を第23条とする。

第23条の3を削る。

第23条の4第1項中「第17条第2項」を「第18条第1項」に、「事務は、」を「事務(製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者に係る同項に規定する権限に属するものを除く。以下この条において同じ。)は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため」に改め、同条を第23条の2とする。

第23条の5を削る。

第23条の6を第23条の3とし、第23条の7を第23条の4とし、第23条の8を第23条の5とする。

第25条第3号中「第16条の2」を「第17条」に改め、同条第4号中「第17条第1項又は

第2項（これらの規定を）を「第18条第1項（」に改め、「厚生労働大臣、」を削り、同条第5号中「第17条第1項又は第2項（これらの規定を）を「第18条第1項（」に改める。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第197号）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第23条の8並びに別表第一第28号及び別表第二第94号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号の9を第1号の10とし、第1号の8を第1号の9とし、第1号の7の次に次の1号を加える。

1の8 5-イソシアナト-1-(イソシアナトメチル)-1,3,3-トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤

第1条中第6号の14を第6号の15とし、第6号の7から第6号の13までを1号ずつ繰り下げ、第6号の6の次に次の1号を加える。

6の7 2-クロロピリジン及びこれを含有する製剤

第1条中第10号の4を第10号の5とし、第10号の3の次に次の1号を加える。

10の4 (ジクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤

第1条中第19号の6を第19号の7とし、第19号の5を第19号の6とし、第19号の4の次に次の1号を加える。

19の5 (トリクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤

第1条中第22号の2を第22号の3とし、第22号の次に次の1号を加える。

22の2 ビス(4-イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤

第1条中第23号の3を第23号の5とし、第23号の2の次に次の2号を加える。

23の3 2-ヒドロキシエチル=アクリラート及びこれを含有する製剤

23の4 2-ヒドロキシプロピル=アクリラート及びこれを含有する製剤

第2条第1項中第4号の7を第4号の8とし、第4号の6を第4号の7とし、第4号の5を第4号の6とし、第4号の4の次に次の1号を加える。

4の5 N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン及びこれを含有する製剤

第2条第1項中第11号の3を第11号の4とし、第11号の2を第11号の3とし、第11号の次に次の1号を加える。

11の2 エタン-1,2-ジアミン及びこれを含有する製剤

第2条第1項第32号中(79)を(82)とし、(82)から(78)までを(85)から(88)までとし、(88)を(83)とし、その次に次のように加える。

(84) 2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(トリフルオロメチル)プロパンニトリル及びこれを含有する製剤

第2条第1項第32号中(88)を(82)とし、(80)から(89)までを(82)から(88)までとし、(79)を(80)とし、その次に次のように加える。

(81) 4-(シアノメチル)-2-イソプロピル-5,5-ジメチルシクロヘキササンカルボキサニリド及びこれを含有する製剤

第2条第1項第32号中(78)を(79)とし、(32)から(77)までを(33)から(78)までとし、(31)の次に次のように加える。

32 1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバモイル)-3-[[5-(トリフルオロメチル)-2H-1,2,3,4-テトラゾール-2-イル]メチル]-1H-ピラゾール-5-カルボキシニリド及びこれを含有する製剤

第2条第1項中第37号の6を第37号の7とし、第37号の3から第37号の5までを1号ずつ繰り下げ、第37号の2の次に次の1号を加える。

37の3 ジエチル=スルファート及びこれを含有する製剤

第2条第1項中第56号の2を第56号の3とし、第56号の次に次の1号を加える。

56の2 N,N-ジメチルプロパン-1,3-ジアミン及びこれを含有する製剤

第2条第1項第68号の次に次の2号を加える。

68の2 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

68の3 水酸化リチウム-水合物及びこれを含有する製剤

第2条第1項中第74号の5を第74号の6とし、第74号の4を第74号の5とし、第74号の3の次に次の1号を加える。

74の4 1,2,3-トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

第2条第1項中第77号の3を第77号の4とし、第77号の2の次に次の1号を加える。

77の3 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤

第2条第1項中第80号の6を第80号の7とし、第80号の2から第80号の5までを1号ずつ繰り下げ、第80号の次に次の1号を加える。

80の2 N,N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン及びこれを含有する製剤

第2条第1項第96号の次に次の1号を加える。

96の2 ホスホン酸及びこれを含有する製剤

第2条第1項第98号の2中「製剤」の下に「。ただし、無水酢酸0.2%以下を含有するものを除く。」を加える。

第2条第1項中第109号を第110号とし、第108号を第109号とし、第107号の次に次の1号を加える。

108 レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール20%以下を含有するものを除く。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第2条第1項第32号及び第98号の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第1条第1号の8、第6号の7、第10号の4、第19号の5、第22号の2、第23号の3及び第23号の4並びに第2条第1項第4号の5、第11号の2、第37号の3、第56号の2、第68号の2、第68号の3、第74号の4、第77号の3、第80号の2、第96号の2及び第108号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成30年9月30日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第3条、第7条及び第9条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成30年9月30日までは、法第12条第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は、適用しない。

上の政令改正に関する解説

- ・ 毒物及び劇物指定令の一部改正等について（平成 30 年 6 月 29 日付け薬生発 0629 第 1 号）(32 ページ)
 - ・ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 197 号）において指定された物質に関する情報（56 ページ）
- を参照のこと。

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 79 号）

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第一（第 4 条の 2 関係） 劇物</p> <p>1～11 の 8（略）</p> <p>11 の 9 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(25)（略）</p> <p>(26)（略）</p> <p><u>(27)</u> <u>1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバモイル)-3-[[5-(トリフルオロメチル)-2H-1,2,3,4-テトラゾール-2-イル]メチル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサニリド</u> 及びこれを含有する製剤</p> <p><u>(28)</u>（略）</p> <p><u>(29)～(46)</u>（略）</p> <p>12～67（略）</p>	<p>別表第一（第 4 条の 2 関係） 劇物</p> <p>1～11 の 8（略）</p> <p>11 の 9 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(25)（略）</p> <p><u>(26)</u> 1-(3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-a]ピリジン-2-イル)-5-[メチル(プロップ-2-イン-1-イル)アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル（別名ピラクロニル）及びこれを含有する製剤 (新設)</p> <p><u>(27)</u> 2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル（別名ミクロプタニル）及びこれを含有する製剤</p> <p><u>(28)～(45)</u>（略）</p> <p>12～67（略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令（平成 30 年政令第 291 号）（毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令関係部分抜粋）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号）の施行に伴い、並びに毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 4 及び第 23 条の 5 の規定に基づき、この政令を制定する。

（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正）

第 2 条 毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）の一部を次のように改正する。
目次中「第 11 章 手数料（第 43 条）」を削る。

第 33 条中「厚生労働大臣又は」を削る。

第 35 条第 2 項中「製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその」を「毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は」に、「（その店舗）」を「（販売業にあつてはその店舗）」に改め、同条第 3 項を削る。

第 36 条第 2 項及び第 3 項中「製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその」を「毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は」に改め、同条第 4 項を削る。

第 36 条の 2 第 1 項中「製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその」を「毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は」に改め、同条第 2 項中「厚生労働大臣、」を削り、同条第 3 項を削る。

第 36 条の 3 第 1 項中「厚生労働大臣、」を削り、同条第 2 項を削る。

第 36 条の 7 から第 36 条の 9 までを削り、第 36 条の 10 を第 36 条の 7 とする。

第 11 章を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成 31 年 6 月 1 日）から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条並びに次条及び附則第 3 条の規定は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条 第 2 条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法施行令（第 3 項において「旧令」という。）第 35 条第 2 項又は第 36 条第 2 項の規定により毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者から厚生労働大臣に対してされている毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票（以下この条において「登録票」という。）の書換え交付又は再交付の申請

は、それぞれ第2条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法施行令（第3項において「新令」という。）第35条第2項又は第36条第2項の規定によりその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に対してされた登録票の書換え交付又は再交付の申請とみなす。

- 2 第2条の規定の施行前に毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が厚生労働大臣から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた登録票は、それぞれその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた登録票とみなす。
- 3 旧令第36条第3項又は第36条の2第1項の規定により毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が厚生労働大臣に対して返納しなければならない登録票で、第2条の規定の施行前にその返納がされていないものについては、新令第36条第3項又は第36条の2第1項の規定によりその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に対して返納しなければならない登録票についてその返納がされていないものとみなす。

上の政令改正に関する解説

- ・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について（平成30年10月17日付け薬生発1017第7号）（43ページ）
 - ・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限の委譲等について（平成30年10月17日付け薬生薬審発1017第2号）（44ページ）
- を参照のこと。

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第128号）(抜粋)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律66号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令（平成30年政令第291号）の施行に伴い、並びに毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第37条の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録の申請） 第1条 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第4条第2項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登	（登録の申請） 第1条 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第4条第2項の登録申請書は、別記第1号様式による

録申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法の規定による登録等の申請又は届出（以下「申請等の行為」という。）の際都道府県知事に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一・二（略）

- 3 前項の場合において、同項第2号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第2号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第1項の登録申請書に前項第2号に掲げる書類を添付することを要しない。

第2条 法第4条第2項の毒物又は劇物の販売業の登録申請書は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第1項の許可若しくは同法第24条第1項の許可の申請の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長若しくは特別区の区長に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が

ものとする。

- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法の規定による登録等の申請又は届出（以下「申請等の行為」という。）の際地方厚生局長に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一・二（略）

- 3 前項の場合において、同項第2号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる地方厚生局長若しくは都道府県知事が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第2号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第1項の登録申請書に前項第2号に掲げる書類を添付することを要しない。

第2条 法第4条第3項の登録申請書は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第1項の許可若しくは同法第24条第1項の許可の申請の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長若しくは特別区の区長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局

付記されたときは、この限りでない。

一・二 (略)

3 (略)

(登録の更新の申請)

第4条 法第4条第3項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新は、登録の日から起算して5年を経過した日の1月前までに、別記第4号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

(登録簿の記載事項)

第4条の5 登録簿に記載する事項は、法第6条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

一～三 (略)

(削る)

(特定毒物研究者の許可の申請)

第4条の6 (略)

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事(特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域にある場合においては、指定都市の長。第4条の8において同じ。)に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一～三 (略)

長に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一・二 (略)

3 (略)

(登録の更新の申請)

第4条 法第4条第4項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新は、登録の日から起算して5年を経過した日の1月前までに、別記第4号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

(登録簿の記載事項)

第4条の5 登録簿に記載する事項は、法第6条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下「令」という。)第36条の8第1項の規定による登録簿の送付が行われる場合にあつては、登録等の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日

(特定毒物研究者の許可の申請)

第4条の6 (略)

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事(特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域にある場合においては、指定都市の長。第4条の8において同じ。)に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一～三 (略)

四 第11条の3の2第1項に規定する者
にあつては、毒物及び劇物取締法施行令
(昭和30年政令第261号。以下「令」と
いう。)第36条の5第1項の規定により
講じる措置の内容を記載した書面

(毒物劇物取扱責任者に関する届出)

第5条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付
しなければならない。ただし、申請等の行
為の際当該届書の提出先とされている都道
府県知事、保健所を設置する市の市長又は
特別区の区長に提出された書類については、
当該届書にその旨が付記されたときは、こ
の限りでない。

一～五 (略)

3 (略)

(登録の変更の申請)

第10条 (略)

2 都道府県知事は、登録の変更をしたとき
は、遅滞なく、その旨及びその年月日を申
請者に通知しなければならない。

(毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届
出)

第11条 (略)

2 前項の届書(法第10条第1項第2号又は
第10条の3第1号若しくは第4号に掲げる
事項に係るものに限る。)には、設備の概要
図を添付しなければならない。ただし、申
請等の行為の際当該届書の提出先とされて
いる都道府県知事、指定都市の長、保健所
を設置する市の市長又は特別区の区長に提
出された設備の概要図については、当該届
書にその旨が付記されたときは、この限り
でない。

(身分を示す証票)

四 第11条の3の2第1項に規定する者に
あつては、令第36条の5第1項の規定に
より講じる措置の内容を記載した書面

(毒物劇物取扱責任者に関する届出)

第5条 (略)

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付
しなければならない。ただし、申請等の行
為の際当該届書の提出先とされている地方
厚生局長、都道府県知事、保健所を設置す
る市の市長若しくは特別区の区長に提出さ
れ、又は当該都道府県知事を経由して地方
厚生局長に提出された書類については、当
該届書にその旨が付記されたときは、この
限りでない。

一～五 (略)

3 (略)

(登録の変更の申請)

第10条 (略)

2 地方厚生局長は、登録の変更をしたとき
は、遅滞なく、その旨及びその年月日を申
請者に通知しなければならない。

(毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届
出)

第11条 (略)

2 前項の届書(法第10条第1項第2号又は
第10条の3第1号若しくは第4号に掲げる
事項に係るものに限る。)には、設備の概要
図を添付しなければならない。ただし、申
請等の行為の際当該届書の提出先とされて
いる地方厚生局長、都道府県知事、指定都
市の長、保健所を設置する市の市長若しく
は特別区の区長に提出され、又は当該都道
府県知事を経由して地方厚生局長に提出さ
れた設備の概要図については、当該届書に
その旨が付記されたときは、この限りでな
い。

(身分を示す証票)

第14条 法第18条第3項に規定する証票は、別記第15号様式の定めるところによる。

(収去証)

第15条 法第18条第1項の規定により当該職員が毒物若しくは劇物又はその疑いのある物を収去しようとするときは、別記第16号様式による収去証を交付しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(電子情報処理組織による事務の取扱い)

第19条 都道府県知事(販売業については保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項において同じ。)は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録

第14条 法第17条第4項に規定する証票は、別記第15号様式の定めるところによる。

(収去証)

第15条 法第17条第1項(令第36条の6第1項の規定により法第17条第1項に規定する権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合を含む。)及び第2項の規定により当該職員が毒物若しくは劇物又はその疑いのある物を収去しようとするときは、別記第16号様式による収去証を交付しなければならない。

(手数料の納付)

第19条 法第23条の規定により国庫の収入となる手数料の納付は、それぞれその金額に相当する収入印紙を申請書にはつて行うものとする。

(申請書又は届書の提出部数)

第20条 この省令の規定により地方厚生局長に提出する申請書又は届書の提出部数は、正副2通とする。

(読替規定)

第21条 製剤製造業者等(原体の製造(小分けを除く。)又は原体の輸入を行うため、第10条第1項に規定する登録の変更の申請を行う者を除く。)についての第1条及び第10条の規定の適用については、第1条第2項中「地方厚生局長」とあるのは「申請等の行為の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長」と、第10条第2項中「地方厚生局長」とあるのは「都道府県知事」とする。

(電子情報処理組織による事務の取扱い)

第22条 厚生労働大臣又は都道府県知事(保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項及び次条において同じ。)は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業

及び登録の更新に関する事務（次項において「登録等の事務」という。）の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）に記録し、これをもつて調製する。

2 (略)

(削る)

(フレキシブルディスクによる手続)

第20条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出（特定毒物研究者に係るものを除く。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出する

の登録及び登録の更新に関する事務（次項及び次条第1項において「登録等の事務」という。）の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）に記録し、これをもつて調製する。

2 (略)

(電子情報処理組織による登録簿の送付の特例)

第23条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前条第1項の規定により電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱う場合において、令第36条の8の規定により登録簿のうち同条第1項又は第2項に規定する者に関する部分を都道府県知事又は厚生労働大臣に送付しなければならないときは、同条の規定にかかわらず、当該部分の送付に代えて、電子情報処理組織によつて当該部分の内容を当該都道府県知事又は厚生労働大臣に通知することができる。ただし、電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱わない都道府県知事に対して行う通知は、書面によつて行うものとする。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る事項について、登録簿に記載（前条第1項の規定により、磁気ディスクをもつて調製する登録簿にあつては、記録）をしなければならない。

(フレキシブルディスクによる手続)

第24条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出（特定毒物研究者に係るものを除く。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項にお

ことによつて行うことができる。

(表略)

(削る)

(フレキシブルディスクの構造)

第 21 条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X6223 号（昭和 62 年）に適合する 90 ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第 22 条 第 20 条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一・二 (略)

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)

第 23 条 第 20 条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X6223 号（昭和 62 年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二 (略)

(権限の委任)

第 24 条 法第 23 条の 3 第 1 項及び令第 36 条の 7 第 1 項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

いて「フレキシブルディスク等」という。)を提出することによつて行うことができる。

(表略)

2 前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類の提出に代えてフレキシブルディスク等を提出する場合には、第 20 条中「正副 2 通」とあるのは、「フレキシブルディスク 1 枚並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類正副 2 通」とする。

(フレキシブルディスクの構造)

第 25 条 前条第 1 項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X6223 号（昭和 62 年）に適合する 90 ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第 26 条 第 24 条第 1 項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一・二 (略)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第 27 条 第 24 条第 1 項のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X6223 号（昭和 62 年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二 (略)

(権限の委任)

第 28 条 法第 23 条の 6 第 1 項及び令第 36 条の 10 第 1 項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第 4 号から第 6 号まで（第 6 号に掲げる権限にあつては厚生労働大臣が第 5 号に掲げる権限を自ら行つた場合に限る。）、第 8 号及び第 9 号に

(削る)	掲げる権限を自ら行うことを妨げない。
(削る)	一 <u>法第4条第1項及び第2項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する権限</u>
(削る)	二 <u>法第7条第3項（法第22条第4項において準用する場合を含む。）に規定する権限</u>
(削る)	三 <u>法第10条第1項に規定する権限</u>
(削る)	四 <u>法第17条第1項に規定する権限</u>
一 <u>法第19条第5項（法第22条第4項において準用する場合を含む。）に規定する権限</u>	五 <u>法第19条（法第22条第4項において準用する場合を含む。）に規定する権限</u>
二 <u>法第22条第7項において準用する法第20条第2項に規定する権限</u>	六 <u>法第20条第2項（法第22条第7項において準用する場合を含む。）に規定する権限</u>
(削る)	七 <u>法第21条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する権限</u>
三 (略)	八 <u>法第22条第6項に規定する権限</u>
四 <u>法第23条の2第1項に規定する権限</u>	九 <u>法第23条の3第1項に規定する権限</u>
(削る)	十 <u>第35条第2項に規定する権限</u>
(削る)	十一 <u>令第36条第2項及び第3項に規定する権限</u>
(削る)	十二 <u>令第36条の2第1項に規定する権限</u>
(削る)	十三 <u>令第36条の3第1項に規定する権限</u>
(削る)	十四 <u>令第36条の7第3項に規定する権限</u>
(削る)	十五 <u>令第36条の8第2項及び第3項に規定する権限</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律附則第1条第5号に規定する日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

毒物劇物 製造業 登録申請書
輸入業

製造所(営業所)	所在地	
	名称	
製造(輸入)品目	類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
備考		

上記により、毒物劇物の 製造業 輸入業 の登録を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所)
の所在地

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者) ④
者の氏名

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (3) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (4) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

登録番号第 号

毒物劇物製造業(輸入業、一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業)登録票

氏名(法人にあつては、その名称)

製造所(営業所又は店舗)の所在地

製造所(営業所又は店舗)の名称

毒物及び劇物取締法第4条の規定により登録を受けた毒物劇物の製造業(輸入業、一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業)者であることを証明する。

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 ㊟

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

別記第 4 号様式(第 4 条関係)

毒物劇物 製造業 登録更新申請書
輸入業

登録番号及び 登録年月日		
製造所(営業所)	所在地	
	名称	
製造(輸入)品目	類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
毒物劇物取扱責任者	氏名	
	住所	
備考		

上記により、毒物劇物の 製造業 輸入業 の登録の更新を申請します。

年 月 日

住所 { 法人にあつては、主たる事務所
の所在地 }

氏名 { 法人にあつては、名称及び代表
者の氏名 } ④

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (3) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (4) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 別		
登録番号及び登録年月日		
製造所(営業所、店舗、事業場)	所在地	
	名称	
	氏名	
	住所	
毒物劇物取扱責任者	資格	
備 考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所)
の所在地

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者)の氏名 印

都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長 殿
特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては令第 41 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第 8 条第 1 項の第何号に該当するかを記載すること。同項第 3 号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。

毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別		
登録番号及び登録年月日		
製造所(営業所、 店舗、事業場)	所在地	
	名称	
変更前の毒物劇 物取扱責任者	住所	
	氏名	
変更後の毒物劇 物取扱責任者	住所	
	氏名	
	資格	
変 更 年 月 日		
備 考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ㊞

都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長 殿
特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種類欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農薬用品目販売業若しくは特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては令第41条第1号、第2号及び第3号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載すること。同項第3号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。

毒物劇物 製造業 登録変更申請書
輸入業

登録番号及び登録年月日			
製造所(営業所)	所在地		
	名称		
新たに製造(輸入)する品目		類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
備考			

上記により、毒物劇物 製造業 輸入業 の登録の変更を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ⑧

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 新たに製造(輸入)する品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (3) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (4) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

変 更 届

業 務 の 種 別			
登 録 (許 可) 番 号 及 び 登 録 (許 可) 年 月 日			
製 造 所 (営 業 所 、 店 舗 、 主 たる 研 究 所)	所 在 地		
	名 称		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ㊞

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長
殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種類別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農薬用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。
- 4 品目の廃止に係る変更の場合は、変更内容欄の変更前の箇所は廃止した品目を、変更後の箇所は「廃止」と記載すること。

廃 止 届

業 務 の 種 別		
登 録 (許 可) 番 号 及 び 登 録 (許 可) 年 月 日		
製 造 所 (営 業 所 、 店 舗 、 主 たる 研 究 所)	所 在 地 名 称	
廃 止 年 月 日		
廃止の日に現に所有する毒物 又は劇物の品名、数量及び保 管 又 は 処 理 の 方 法		
備 考		

上記により、廃止の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ⑧

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
保 健 所 設 置 市 市 長 殿
特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農薬用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。

別記第 12 号様式(第 11 条の 2 関係)

登録票(許可証)書換え交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日			
製造所(営業所、 店舗、主たる 研究所)	所在地		
	名称		
変更 内 容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
備考			

製造業
輸入学業
上記により、毒物劇物一般販売業 登録票の書換え交付を申請します。
農薬用品目販売業
特定品目販売業
特定毒物研究者許可証

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ㊞

都道府県知事
指定都市の長
保健所設置市市長
特別区区长
殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

登録票(許可証)再交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日		
製造所(営業所、 店舗、主たる 研究所)	所在地	
	名称	
再交付申請の理由		
備考		

製造業
輸入業
毒物劇物一般販売業
農業用品目販売業
特定品目販売業
特定毒物研究者許可証

上記により、登録票の再交付を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ㊟

都道府県知事
指定都市の長
保健所設置市長 殿
特別区区长

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

別記第 15 号様式(第 14 条関係)

表

第 号 毒物劇物監視員 身分証明書 所属庁 氏名 年 月 日生 年 月 日発行	写 真
厚生労働省(地方厚生局、都道府県、指定都市、保健所設置市又は特別区)	

裏

毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号) 抜すい
(立入検査等)

第 18 条 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第 11 条第 2 項の政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

2 前項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。

3 毒物劇物監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第 23 条の 2 第 18 条第 1 項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(製剤の製造(製剤の小分けを含む。))若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者に係る同項に規定する権限に属するものを除く。以下この条において同じ。)は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 (略)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ← 210mm → </div>		<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ↑ 148 ↓ </div> <div style="margin-top: 5px;">mm</div>
<p style="text-align: center;">番 号</p> <p style="text-align: center;">収 去 証 控</p> <p>1 被収去者の住所</p> <p>2 被収去者の氏名</p> <p>3 収去品名</p> <p>4 収去数量</p> <p>5 収去目的</p> <p>6 収去日時</p> <p>7 収去場所</p> <p style="margin-left: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">収去者 職 氏 名</p> <p>備考</p>	<p style="text-align: center;">番 号</p> <p style="text-align: center;">収 去 証</p> <p>1 被収去者の住所</p> <p>2 被収去者の氏名</p> <p>3 収去品名</p> <p>4 収去数量</p> <p>5 収去目的</p> <p>6 収去日時</p> <p>7 収去場所</p> <p style="text-align: center;">毒物及び劇物取締法第 18 条の規定に基づき、 上記のとおり収去する。</p> <p style="margin-left: 20px;">年 月 日</p> <p>所属庁</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">収去者 職 氏 名 ㊤</p>	

特定毒物所有品目及び数量届書

登録(許可)の失効 等の年月日	
登録(許可)の失効 等の事由	
特定毒物の品目及 び数量	

上記により、特定毒物所有品目及び数量の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ④

都道府県知事
指定都市の長 殿
保健所設置市市長
特別区区长

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

上の省令改正に関する解説

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について（平成30年10月17日付け薬生発1017第7号）（43ページ）
 - ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限の委譲等について（平成30年10月17日付け薬生薬審発1017第2号）（44ページ）
- を参照のこと。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第342号）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第23条の8及び別表第二第94号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第32号中㉔を㉓とし、㉔から㉔までを㉔から㉔までとし、㉔の次に次のように加える。

㉔ 2²-フルオロ-3⁴-ブロピル[1¹,2¹:2⁴,3¹-テルフェニル]-1⁴-カルボニトリル及びこれを含有する製剤

第2条第1項第42号の次に次の1号を加える。

42の2 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン4%以下を含有するものを除く。

第2条第1項中第47号の3を第47号の4とし、第47号の2の次に次の1号を加える。

47の3 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド3%以下を含有するものを除く。

第2条第1項中第100号の18を第100号の19とし、第100号の17を第100号の18とし、第100号の16の次に次の1号を加える。

100の17メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸1%以下を含有するものを除く。

第2条第1項第101号の2の次に次の1号を加える。

101の3 モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン6%以下を含有するものを除く。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項第32号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第2条第1項第42号の2、第47号の3、第100号の17及び第101号の3に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引

き続き行う当該営業については、平成31年3月31日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第3条、第7条及び第9条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成31年3月31日までは、法第12条第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。

上の政令改正に関する解説

- ・毒物及び劇物指定令の一部改正等について（平成30年12月19日付け薬生発1219第1号）（48ページ）
 - ・毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第342号）において指定された物質に関する情報（66ページ）
- を参照のこと。

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第144号）

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第4条の2関係） 劇物 1～25（略） 25の2（略） <u>25の3 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド3%以下を含有するものを除く。</u> <u>25の4（略）</u> 26～67（略）	別表第一（第4条の2関係） 劇物 1～25（略） 25の2 2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン0.005%以下を含有する製剤 （新設） <u>25の3 ジプロピル-4-メチルチオフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤</u> 26～67（略）

附 則

この省令は、平成31年1月1日から施行する。

毒物及び劇物指定令の一部改正等について(平成30年6月29日付け薬生発0629第1号)(抜粋)

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物に指定した。

- (1) 5-イソシアナト-1-(イソシアナトメチル)-1,3,3-トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 4098-71-9)
- (2) 2-クロロピリジン及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 109-09-1)
- (3) (ジクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 98-87-3)
- (4) (トリクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 98-07-7)
- (5) ビス(4-イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 5124-30-1)
- (6) 2-ヒドロキシエチル=アクリラート及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 818-61-1)
- (7) 2-ヒドロキシプロピル=アクリラート及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 999-61-1)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

- (1) N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 111-40-0)
- (2) エタン-1,2-ジアミン及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 107-15-3)
- (3) ジエチル=スルファート及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 64-67-5)
- (4) N,N-ジメチルプロパン-1,3-ジアミン及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 109-55-7)
- (5) 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 1310-65-2)
- (6) 水酸化リチウム-水和物及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 1310-66-3)
- (7) 1,2,3-トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 96-18-4)
- (8) 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 1302-42-7)
- (9) N,N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 112-24-3)
- (10) ホスホン酸及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 13598-36-2)
- (11) レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール20%以下を含有するものを除く。(CAS No. : 108-46-3)

3 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

- (1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6-(メチルカルバモイル)-3-[[5-(トリフルオロメチル)-2H-1,2,3,4-テトラゾール-2-イル]メチル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサニリド及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 1229654-66-3)
- (2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、4'-(シアノメチル)-2-イソプロピル-5,5-ジメチルシクロヘキサンカルボキサニリド及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 1857331-83-9)
- (3) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(トリフ

ルオロメチル)プロパンニトリル及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 42532-60-5)

- (4) 無水酢酸及びこれを含有する製剤のうち、無水酢酸 0.2%以下を含有する製剤 (CAS No. : 108-24-7)

4 施行期日

平成 30 年 7 月 1 日から施行する。ただし、3 については、公布日に施行する。

5 経過措置等

- (1) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日 (平成 30 年 7 月 1 日) において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成 30 年 9 月 30 日までは、毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。) 第 3 条 (禁止規定)、第 7 条 (毒物劇物取扱責任者) 及び第 9 条 (登録の変更) の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存するものについては、平成 30 年 9 月 30 日までは、法第 12 条 (毒物又は劇物の表示) 第 1 項 (法第 22 条第 5 項において準用する場合を含む。) 及び第 2 項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第 12 条第 3 項、第 14 条 (毒物又は劇物の譲渡手続)、第 15 条 (毒物又は劇物の交付の制限等)、第 15 条の 2 (廃棄)、第 16 条 (運搬等についての技術上の基準等) 等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第 2 改正省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外した。

有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)-3-[[5-(トリフルオロメチル)-2H-1,2,3,4-テトラゾール-2-イル]メチル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサニリド及びこれを含有する製剤

2 施行期日

公布日に施行する。

第 3 その他

改正政令の新旧対照表については別添 1、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添 2 のとおりである。

毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について (平成 30 年 7 月 24 日付け薬生薬審発 0724 第 1 号) (抜粋)

第 1 保管場所における盗難、紛失防止

毒物劇物営業業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者 (以下「毒物劇物営業業者等」という。) のうち毒物又は劇物を直接取り扱う者においては、以下のそれぞれの項目に記載した盗難、紛失防止措置を実施されたい。

1 保管場所の管理について

毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者が、不用意に毒物又は劇物に触れるこ

とのないようにするため、以下の措置を講じること。

- (1) 毒物又は劇物の保管場所をその他の物から明確に区分された毒物劇物専用とすること。
- (2) かぎをかける設備等のある堅固な施設に保管すること。また、構造上かぎをかけられないタンク等の場合は、人が近づくことができないよう、その周囲に柵を設けること。
- (3) 保管場所は、事業場等の敷地境界線から十分離すか又は部外者が容易に近づくことができない措置を講じること。

2 かぎの管理について

かぎの管理が不十分である場合、毒物及び劇物の保管管理が意味をなさないため、毒物及び劇物の保管場所の管理と併せて、以下の措置を講じ、かぎの管理にも十分留意すること。

- (1) かぎの管理者を選任すること。
- (2) かぎの管理者の不在時に備え、あらかじめ代理者を選任しておくこと。
- (3) かぎの管理簿を備えること。
- (4) 毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者がかぎを入手及び使用できないようにすること。また、かぎの管理者又は代理者が不在時においても、同様の管理を実施すること。

3 在庫管理について

毒物及び劇物の在庫量の定期点検等を行うことで、不要な在庫の早期把握ができ、より適切な在庫管理の実施につながる。また、毒物及び劇物の盗難、紛失があった場合の早期発見等にもつながるため、以下の措置を講じること。

- (1) 管理簿又は帳簿を備え、入出庫や在庫量の定期点検の際の記録をつける等、適切に毒物又は劇物の在庫管理を行うこと。この際、管理簿等に記載された数量と実際の毒物又は劇物の数量が一致していることを確認すること。
- (2) 毒物又は劇物の種類等に応じて、使用量の把握を行うこと。
- (3) 在庫量の定期点検を適切な頻度で行うこと。
- (4) 不要となった毒物又は劇物については、廃棄等を検討し適切に実施すること。
- (5) 業の廃止又は研究廃止時には事前に毒物又は劇物の処理について、十分に検討を行うこと。処理の方法としては、例えば、他の毒物劇物営業者等に譲渡する、適切に廃棄処分するなどがある。

第2 運搬時における盗難、紛失防止

毒物又は劇物の運搬に当たっては、通常の毒物又は劇物の保管場所から離れることや複数の者を介することが多いため、盗難又は紛失にあう危険性が高くなる。そのため、運搬時の毒物又は劇物の保管管理をより一層徹底することを目的として、毒物劇物営業者等のうち、毒物又は劇物の運搬を委託する者、運搬する者、運搬の過程で一時的に保管庫等にて保管する者及び当該貨物を受け取る者は、以下の措置を講じること。

- 1 積載前、積降し後の毒物又は劇物の貨物について、当該貨物を積載前に保管する場合及び積降し後に保管する場合において、記の第1に準じて適切な保管管理を行うこと。
- 2 毒物又は劇物の貨物の授受（運搬する者による中継点での積降し及び積込みを含む。）の際には、授受する者双方がそれぞれの立場で当該貨物の確認を行うこと。

第3 盗難、紛失時の対応

実際に盗難又は紛失事案が発生した場合に迅速に対応できるようにするため、毒物又は劇物に関わる全ての毒物劇物営業者等は以下の措置を講じること。

- 1 盗難又は紛失時に備え、警察署及び関係行政機関（保健所、消防機関等）への連絡体制

を整備しておくこと。

- 2 盗難又は紛失の事態が生じた場合には、直ちに警察署及び関係行政機関に届け出る等の適切な措置を講じること。

毒物又は劇物の指定及び除外の審議申請について(平成30年7月30日付け厚生薬審発 0730 第1号)(抜粋)

1. 審議申請の区分

(1) 毒物又は劇物指定の新規申請(区分①)

原体^{*1}、製剤^{*2}に関する国内新規物質、輸入物質に対し、事業者が自発的に行うもの。

(2) 既存の毒物又は劇物の指定見直し及び除外申請(区分②)

原体、製剤の毒物又は劇物に対し、事業者が自発的に行うもの。

(3) 毒物劇物調査会の審議結果を踏まえた指定見直し及び除外申請(区分③)

指定候補物質のうち、毒物劇物調査会が毒物あるいは劇物への指定の必要性があるとした物質について、厚生労働省の意義募集に対して事業者が反論を行うもの。

*1: 原体とは、原則として製剤化していない化学的純品。(100%純度)

*2: 製剤とは、当該成分を100%未満の濃度で配合し、何らかの利用意図をもって調整されたもの。

2. 審議申請資料

当該申請を行う場合には、別添様式の審議申請書、別表1の物理的・化学的性質及び別表2の急性毒性等に加え、審議申請の区分に応じて「4. 添付資料」で記載する資料を作成し、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室(以下「化学物質安全対策室」という。)に、紙面(CDを含む。)にて郵送等により、提出すること。

なお、審議に当たって化学物質安全対策室にて本事務連絡に記載されている資料以外の資料が必要であると判断された場合、追加で提出を求められることに留意すること。

3. 審議申請書

別添様式の審議申請書及び別表には、注意事項等を参照し、記載事項に不足がないよう審議申請書の区分ごとに記入すること。

4. 添付資料

4.1. 添付資料審議申請書の区分ごとに必要とされる添付資料

	区分①	区分②	区分③
命名の根拠となる資料	○	-	-
物質を同定できる資料 ^{*1}	○	-	-
試験結果報告書の原本(写し) ^{*2}	○	○	○
製剤の成分組成資料 ^{*3}	○	○	○

*1: 例えば、IR吸収スペクトル、NMRチャート、MSスペクトル等のデータをいう。

*2: 区分①及び区分②では、急性経口毒性試験、急性経皮毒性試験、急性吸入毒性試験、皮膚に対す

る腐食性試験、眼等の粘膜に対する重篤な損傷に係る試験（以下「急性毒性試験等」という。）をいう。また、区分②については、毒物又は劇物に指定にかかる調査会での審議において、知見がなく情報不足とされた毒性試験項目等についても、別途有害性情報調査等を実施し、原体での試験結果を併せて製剤除外に足りる毒性試験結果を提示する場合があるので、化学物質安全対策室に、事前に問い合わせること。さらに、区分③では、別表2に従い、意義募集ごとに必要な毒性試験項目を提示することとする。

- * 3：製剤に関する審議申請を行う際に提出すること。また、製剤の急性毒性試験等を実施した場合は、当該製剤に配合されている各成分名及び濃度を記載すること。

4.2. 添付書類の記載上の留意事項

添付資料は、原則として邦文で記載されたものでなければならない。ただし、原文が邦文以外で記載されたものについては、その原文及び日本語要約を提出することで差し支えない。

試験方法が、国際的に合意された試験方法で実施したことを明確にするために、試験結果報告書に、具体的な試験方法を記載すること。（例えば、「OECD 毒性試験ガイドライン TG ○○により行った」など）

また、試験データの信頼性を確保するための基準に準拠した試験施設等で当該試験を実施したことを試験結果報告書に記載すること。（例えば、「医薬品 GLP 適合施設において、医薬品 GLP 基準に準拠して実施した」など）

5. 審議申請資料の提出期限及び提出部数

審議申請の区分における審議申請資料の提出期限及び提出部数については、以下のとおりとする。

(1) 区分①

原則として、毎年7月31日までに、審議申請資料及び添付資料それぞれ1部を化学物質安全対策室に提出すること。当室で提出資料を確認した上で、毒物劇物調査会資料としての提出期限及び提出部数について、別途連絡する。

(2) 区分②

原則として、毎年7月31日までに、審議申請資料及び添付資料それぞれ1部を化学物質安全対策室に提出すること。当室で提出資料を確認した上で、毒物劇物調査会資料としての提出期限及び提出部数について、別途連絡する。

(3) 区分③

毒物劇物調査会の審議結果を踏まえ、手続き、審議申請資料等の提出期限及び提出部数について、別途通知する。

(4) その他

審議申請資料の提出を予定している場合は、提出期限に余裕をもって、化学物質安全対策室に可能な限り問い合わせること。また、審議申請資料に不足があった場合、提出された資料を受け取ることができないので、提出期限には十分注意すること。

6. 提出先及び問合せ先

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
(電話) 03-5253-1111 (内線 2426, 2798)、(FAX) 03-3593-8913

(別添様式)

薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会毒物劇物調査会の
審議申請書について

1. 開発の経緯等
2. 用途、製造（輸入）量
3. 審議申請を行う化学物質の名称（別名）
4. 物理的・化学的性質
別表 1 に記載
5. 急性毒性等
別表 2 に記載

記載上の注意事項

「1. 開発の経緯等」について

区分①については、原体又は製剤の開発の経緯、区分②及び区分③については、指定から除外する場合には、当該理由を記載すること。

「3. 審議申請を行う化学物質の名称（別名）」について

記載欄には、審議申請を行う化学物質の名称を記載すること。併せて、当該化学物質に関して、別表 1 に記載されている事項も記載すること。

名称は、国際純正・応用化学連合（IUPAC）が、無機化合物においては、平成 17 年 11 月に勧告した命名法（Nomenclature of Inorganic Chemistry IUPAC Recommendations 2005）に、有機化合物については、平成 25 年 12 月に勧告した命名法（Nomenclature of Organic Chemistry, IUPAC Recommendations and Preferred Names 2013）に準拠して、同勧告で定義される PIN（Preferred IUPAC Name）を使用して命名すること。今後、新たに勧告された場合は、最新の命名法により命名すること。

別名は、国際標準化機構（ISO）が定める規格において、上記 IUPAC の命名法とは別の名称が定められている場合に記入すること。別名がない場合には、記載しなくてよい。

「4. 急性毒性等」について

急性経口毒性試験等の試験結果等の詳細を、別表 2. に原体と製剤に分けて、記載すること。なお、製剤については、対象化学物質の含有率を表題に記載すること。

別表 1. 物理的・化学的性質

名称 (別名 :)	
構造式	
化学式	
CAS No.	
化審法番号	
分子量	
性状	
沸点	
融点	
密度	
蒸気圧	
水溶解度	
安定性	
反応性	
その他	

注 1) CAS No.、化審法番号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）の既存化学物質に付けられている官報告示の類別整理番号及び公示化学物質に付けられている官報告示の類別整理番号又は通し番号）について、当該物質に付記されているものを記載すること。

注 2) 分子量について、最新の日本薬局方の附録の原子量表に従い、物質の化学式で示されている個々の元素の原子量を合計し、下 2 桁（下 3 桁を四捨五入）まで記載すること。

注 3) 性状、沸点、融点、密度、蒸気圧、水溶解度、安定性及び反応性の各項目について、記載可能な項目を原体について、記載すること。

注 4) 製剤において、原体と異なった項目があれば、追記すること。記載可能な項目について、原体と製剤を区別して記載すること。

注 5) HS コード（輸出入統計品目番号）、UN 番号（国連番号）が付記されているものは「その他」の欄に記載すること。また、上記項目以外で、特記事項があれば、追記すること。

別表 2. 急性毒性等

(1) 原体

試験の種類	供試動物等	試験結果	備考
急性経口毒性		LD ₅₀ : mg/kg	
急性経皮毒性		LD ₅₀ : mg/kg	
急性吸入毒性 (気体の種類 :)		LC ₅₀ : mg/L(4hr)	
皮膚腐食性			
眼刺激性			
その他			

(2) %製剤

試験の種類	供試動物等	試験結果	備考
急性経口毒性		LD ₅₀ : mg/kg	
急性経皮毒性		LD ₅₀ : mg/kg	
急性吸入毒性 (気体の種類 :)		LC ₅₀ : mg/L(4hr)	
皮膚腐食性			
眼刺激性			
その他			

注1) 急性吸入毒性について、ガス、蒸気、ダスト、ミスト等の気体の種類を記載すること。

注2) 供試動物等について、ラット、ウサギ等の動物種を記載すること。なお、動物実験代替法の場合には、使用材料（ウシ摘出角膜等）を記載すること。

注3) 試験結果について、単位は、毒物劇物判定基準に合わせることに。

注4) 備考欄に、試験方法が、国際的に合意された方法で実施したこと及び試験データの信頼性を確保していることを明確にするために、試験名（「OECD TG ○○」等）及び一定の基準を満たした試験施設等で試験を実施したこと（「GLP 準拠」等）を記載すること。

平成30年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会毒物劇物調査会審議結果及び審議物質の製剤除外等の申請について(平成30年7月30日付け薬生薬審発0730第4号)(抜粋)

1. 平成30年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会毒物劇物調査会の審議結果等については、以下のとおりである。

物質名称	CAS No.	指定根拠とした毒性試験項目	判定結果
酸化コバルト(Ⅱ)	1307-96-6	急性吸入毒性(ダスト)	毒物
2-フリルメタノール	98-00-0	急性吸入毒性(蒸気)	毒物
オキシラン-2-イルメチル=メタクリラート	106-91-2	急性経皮毒性、皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷	劇物
2,6-ジメチルフエノール	576-26-1	皮膚に対する腐食性 (情報不足とされた毒性試験項目：急性経皮毒性、急性吸入毒性)	劇物
3,5-ジメチルフエノール	108-68-9	皮膚に対する腐食性 (情報不足とされた毒性試験項目：急性吸入毒性)	劇物
フッ 弗化ナトリウム	7681-49-4	急性経口毒性 (情報不足とされた毒性試験項目：急性吸入毒性)	劇物
メタンスルホン酸	75-75-2	皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷	劇物
硫化水素ナトリウム	16721-80-5	急性経口毒性、皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷 (情報不足とされた毒性試験項目：急性吸入毒性)	劇物
2-フルアルデヒド	98-01-1	急性経口毒性、急性吸入毒性(蒸気又はミスト)	毒物又は劇物*

* 急性吸入毒性に関する情報を精査した上で、再度、毒物劇物調査会にて判断予定。

2. 毒物劇物調査会の審議結果を踏まえた審議物質の指定見直し及び除外の申請について

(1) 毒物劇物指定見直し製剤除外申出書(以下「申出書」という。)

審議結果を踏まえ、当該物質の毒物若しくは劇物の見直し又は当該物質を含有する製剤の毒物若しくは劇物からの除外を希望する場合は申出書(別添様式)に必要事項を記載し、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室(以下「化学物質安全対策室」という。)にメール又はFAXで提出すること。

また、2-フルアルデヒドは、急性吸入毒性に関する情報を精査しているところであるが、毒物劇物の指定見直し又は製剤除外を希望する場合には、同様に申出書を提出すること。

(2) 申出書の提出期限

平成 30 年 8 月 31 日

(3) 審議申請資料の提出

申出書を提出した事業者は、審議申請通知に従い審議申請資料を作成し、化学物質安全対策室に改めて提出すること。

また、除外申請を行う場合には、指定根拠となる毒性試験項目だけでなく、毒物又は劇物に指定に係る調査会での審議において、知見がなく情報不足とされた毒性試験項目等についても、別途有害性情報調査等を実施し、原体での試験結果を併せて製剤除外に足りる毒性試験結果を提示すること。

(4) 審議申請資料の提出期限及び提出部数

平成 31 年 7 月 31 日までに、審議申請通知に示した審議申請資料及び添付資料をそれぞれ 1 部ずつ化学物質安全対策室に提出すること。当室で提出資料を確認した上で、毒物劇物調査会資料としての提出期限及び提出部数について、別途連絡する。

3. 提出先及び問合せ先

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(住所) 〒 100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

(電話) 03-5253-1111 (内線 2426, 2798)、(FAX) 03-3593-8913

(E-mail) dokugeki2@mhlw.go.jp

(別添様式)

毒物劇物指定見直し製剤除外申出書

① 事業者名	
② 化学物質の名称	
③ 指定見直し内容	
④ 希望除外濃度	
⑤ 試験の実施の有無	
⑥ 試験を実施する場合の試験項目	
⑦ 試験を実施しない場合の毒性情報提供の有無	
⑧ 試験を実施しない場合の毒性情報提供の方法	
⑨ 担当者の所属及び氏名	
⑩ TEL、FAX、E-mail	

注1) 記載する必要がない項目については、空欄とすること。

注2) 指定見直し内容については、劇物から毒物又は毒物から劇物への変更等、審議結果に対する要望を記載すること。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について(平成30年10月17日付け薬生発1017第7号)(抜粋)

第1 改正の趣旨

改正法、改正政令及び改正省令は、地方分権改革に関する「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進することを目的とするものである。

第2 改正法の内容(毒劇物法関係)

(1) 毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限の移譲

毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限について、厚生労働大臣から都道府県知事に委譲すること。

これに伴い、毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る法定受託事務及び手数料に関する規定を削除する等、所要の改正を行うこと。

(2) 経過措置

改正法の施行前に厚生労働大臣によりされた毒物若しくは劇物の原体の製造業若しくは輸入業の登録又は厚生労働大臣に対してされている登録等の申請等は、施行後は、都道府県知事によりされた登録等又は都道府県知事に対してされた登録等の申請とみなすこと。

改正法の施行前に厚生労働大臣に対してしなければならない毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等の申請等で、施行日前にその申請等がされていないものについては、施行後は、都道府県知事に対してその届出等がされていないものとみなして、改正後の規定を適用すること。

改正法の施行の際現に改正前の毒劇法第23条の規定により納付すべきであった手数料及び改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

第3 既存の通知等の取扱いについて

既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、改正法等の内容に合わせて、「地方厚生局」を「都道府県知事」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限の委譲等について(平成30年10月17日付け薬生薬審発1017第2号)(抜粋)

第1 毒物劇物の原体の製造業又は輸入業に関する改正法の運用上の留意点

1 毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録

(1) 改正法等による改正事項について

改正法の施行に伴い、毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録に関する事務・権限について、厚生労働大臣から都道府県知事に委譲されることとなる。

よって、毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録の申請先を、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事とした(毒劇法第4条第1項)ことから、都道府県知事は、毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録を行ったときは、その者に登録票を交付しなければならないこと。(毒劇令第33条)

(2) 都道府県知事が処理する事務に関する規定の削除

今回の権限委譲により、厚生労働大臣が登録の権限を有していた毒物劇物の原体の製造業又は輸入業について都道府県知事が権限を有することとなることから、厚生労働大臣の権限の一部を都道府県が行うこととする規定を削除すること。(旧毒劇法第23条の3及び旧毒劇令第36条の7)

2 毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の申請又は届出

(1) 毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録更新申請等

毒物劇物の原体の製造業又は輸入業に係る申請又は届出については、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に対して行うこと。(毒劇法第4条第1項及び第2項、第7条第3項、並びに第10条第1項)

(2) 登録票の書換え交付申請等

登録票の書換え交付及び再交付の申請、並びに毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者が登録を取り消された場合等における登録票の提出又は返納は、当該製造業者又は輸入業者の製造所又は営業所の所在地の都道府県知事とされたこと。(毒劇令第35条、第36条及び第36条の2)

(3) 登録が失効した場合の届出

毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者の登録が失効したとき、現に所有する特定毒物の品目及び数量を届け出る先は、失効時点の製造所又は営業所の所在地の都道府県知事とされたこと。(毒劇法第21条第1項)

(4) 申請書及び届出書の部数について

従前、厚生労働大臣に対して提出する申請又は届出を行うものについては、申請書又は届書を正副2通提出することとしていたが、当該規定は不要となったため、削除したこと(旧毒劇令第20条)。

(5) 法定受託事務に関する規定の削除

都道府県が行う、毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録の経由に関する事務(以下「経由事務」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされていたが、改正法の施行に伴い、当該経由事務が存在しなくなるため、削除すること。(旧毒劇法第23条の5、旧毒劇令第36条の9)

(6) 手数料に関する規定の削除

改正法の施行に伴い、厚生労働大臣に申請する際に要する手数料に関する規定が不要となるため、削除すること。(旧毒劇法第 23 条及び旧毒劇令第 43 条)

3 毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の指導監督

毒物劇物の原体の製造業又は輸入業についての指導監督は、改正法等の施行に伴う事項について以下のとおり整理する。

(1) 指導監督の権限

毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者についての指導監督は、厚生労働大臣及び都道府県知事とされていたところ、改正法の施行に伴い、都道府県知事としたこと。(毒劇法第 18 条第 1 項)

(2) 緊急時の立入検査等(国の関与等)

保健衛生上の危害を防止するため、緊急時に厚生労働大臣による毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者への立入検査等を行うことができるものとしたこと。(毒劇法第 23 条の 2)

4 毒物劇物の製造業者又は輸入業者の処分

毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者の処分については、平成 11 年 8 月 27 日医薬発第 1036 号「毒物劇物監視指導指針の制定について」による「毒物劇物監視指導指針」第 6 の規定に従うこととしているが、改正法等の施行に伴う事項について以下のとおり整理する。

(1) 処分の権限

毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録権限がその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に委譲されたことに伴い、登録の取消し等の処分権限についてもその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に委譲された。(毒劇法第 19 条第 1 項から第 4 項まで)

これに伴い、従前は毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録の取消し等の処分を行う必要がある場合は、その旨を厚生労働大臣に具申することとされていたが、当該規定を削除したこと。(旧毒劇法第 19 条第 5 項)

(2) 登録の取消し処分における聴聞の公示

毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者の製造所又は営業所の所在地の都道府県知事は、毒劇法第 19 条第 2 項から第 4 項までの規定による登録の取消し又は毒物劇物取扱責任者の変更命令に係る行政手続法第 15 条第 1 項の通知をしたときは、聴聞の期間及び場所を公示しなければならないこと。(毒劇法第 20 条第 2 項)

(3) 処分の指示(国の関与等)

保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者に関する処分について、緊急時に厚生労働大臣により都道府県知事に対して指示をすることができることとしたこと(毒劇法第 19 条第 5 項)。

5 登録簿の送付

(1) 登録簿の送付に関する規定の削除

製造業又は輸入業の登録等については、一律に都道府県知事の権限となったことから、登録簿の送付に関する規定を削除したこと。(旧毒劇令第 36 条の 8、毒劇則第 23 条)

(2) 保存期間について

毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者の登録簿及び当該製造業者又は輸入業者に係る毒劇則第 1 条等に規定する資料(登録簿の記載項目に係る資料)については、当該製造業者又は輸入業者の登録が失効した年の翌年度の始期から起算して、それぞれの都道府県知事が定める保存期間の満了する日までの間、保存すること。

6 様式について

(1) 改正省令により変更された毒劇則の様式

改正省令により変更された毒劇則の様式は以下のとおりである。

別記第1号様式（第1条関係）：毒物劇物製造業・輸入業登録申請書

別記第3号様式（第3条関係）：毒物劇物製造業（輸入業、一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業）登録票

別記第4号様式（第4条関係）：毒物劇物製造業・輸入業登録更新申請書

別記第8号様式（第5条関係）：毒物劇物取扱責任者設置届

別記第9号様式（第5条関係）：毒物劇物取扱責任者変更届

別記第10号様式（第10条関係）：毒物劇物製造業・輸入業登録変更申請書

別記第11号様式の(1)（第11条関係）：変更届

別記第11号様式の(2)（第11条関係）：廃止届

別記第12号様式（第11条の2関係）：登録票（許可証）書換え交付申請書

別記第13号様式（第11条の3関係）：登録票（許可証）再交付申請書

別記第15号様式（第14条関係）：毒物劇物監視員身分証明書

別記第16号様式（第15条関係）：取去証

別記第17号様式（第17条関係）：特定毒物所有品目及び数量届書（失効時）

(2) 登録簿の様式

登録簿の様式については、昭和59年4月2日付け業安第25号厚生省業務局安全課長通知「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律の施行に伴う毒物及び劇物取締法及び関係政省令の一部改正について」の別添1にて示したもののほか、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を引き続き用いること。

7 経過措置

(1) 改正法等による経過措置

改正法の施行前に毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録を受けた者は、同法の施行の日以降は、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事の登録を受けた者とみなす。（改正法附則第11条第1項）

改正政令の施行前に申請された書換え交付又は再交付の申請は、毒劇令によりその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事にされたものとみなす。（改正政令附則第2条第1項）

改正政令の施行前に交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた登録票は、それぞれその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた登録票とみなす。（改正政令附則第2条第2項）

旧毒劇令第36条第3項又は第36条の2第1項の規定により毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を与えた厚生労働大臣に返納しなければならない登録票について、改正政令の施行の日に返納されていないものについては、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に返納されていないものとみなす。（改正政令附則第2条第3項）

改正省令の施行の際現にある旧毒劇則による様式（旧様式）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなす。また、現にある旧様式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。（改正省令附則第2条）

(2) 登録票の取扱について

改正法附則第11条第1項の規定により、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事の登録を受けたとみなされた毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者に係る登録票については、改正法の施行後、当該製造業者又は輸入業者に新たに交付する必要はないが、当該製造業者又は輸入業者から登録票の書換え交付の申請があったときは、登録票を書き換えて交付するなど速やかに対応すること。

また、書換え交付の申請のない毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者の登録票については、次の登録の更新等の際に登録権限者の変更の旨説明し、毒劇令の各別記様式を案内すること。

(3) 登録簿の記載について

都道府県に管内所在の毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者の登録簿を備えること。また、既に当該登録簿を備えている場合は、改正法附則第11条第1項の規定により都道府県知事の登録を受けたものとみなされた登録簿については、「登録権限者の変更〇〇(元号)〇〇年4月1日」の旨を記載すること。

(4) 登録簿等の送付について

改正法の施行前に毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録を受けた者は、同法の施行の日以降は、改正法附則第11条第1項の規定によりその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事の登録を受けたものとみなされたところであるため、各地方厚生局長は、改正法の施行前に登録を与えた毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録簿について、その製造所又は営業所の所在地の各都道府県知事に対して、書面又は電子情報処理組織により送付すること。なお、登録簿の送付に際しては、当該製造業者又は輸入業者に係る毒劇則第4条の5に規定する資料の他、必要に応じて過去の指導に係る書面等を添付し、円滑に引継がれたい。

送付を受けた都道府県知事は、当該毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録簿の備考欄に、「第8次地方分権一括法による権限委譲。〇〇(元号)〇〇年4月1日」と記載すること。

また、改正法及び改正政令の施行前になされた申請等について、その申請等に伴う登録票の交付が同法及び同政令の施行の日以降となる場合は、都道府県知事が交付を行うこととなることから、必要に応じて申請書等を送付するなど、円滑に引継がれたい。

(5) 登録番号について

改正法の施行後、都道府県知事が新たに登録を行った毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録番号の付与の方法については、各都道府県において定めるとおり行って差し支えないこと。

なお、既に付与されている製造業又は輸入業の登録番号は、変更しないこと。また、これらの業者が登録更新を行った場合でも、登録番号は変更するものではないこと。

8 毒物劇物取扱責任者の資格要件

毒物劇物取扱責任者の資格については、「毒物及び劇物取締法に係る法定受託事務の実施について」(平成13年2月7日付医薬化発第5号厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長通知)の第1の4を参考として審査すること。

9 その他

今回の権限委譲により不要となった読替規定等の削除や、毒劇則の項ずれ等を修正する改正を行ったこと。

第2 既存の通知等の取扱いについて

既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、改正法等の内容に合わせて、「地方厚生局長」を「その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事」等と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

毒物及び劇物指定令の一部改正等について(平成30年12月19日付け薬生発1219第1号)(抜粋)

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

- (1) ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン4%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 101-83-7)
- (2) 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド3%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 1352994-67-2)
- (3) メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸1%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 68-11-1)
- (4) モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン6%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 110-91-8)

2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、2²-フルオロ-3⁴-プロピル[1¹,2¹:2⁴,3¹-テルフェニル]-1⁴-カルボニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 127523-43-7)

3 施行期日

平成31年1月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

4 経過措置等

- (1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日(平成31年1月1日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成31年3月31日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、平成31年3月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者

に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項（毒物又は劇物の表示）、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 改正省令について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。

3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド3%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 1352994-67-2)

2 施行期日

平成31年1月1日から施行する。

第3 その他

改正政令の新旧対照表については別添1、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

平成30年度第2回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料28 平成30年度第1回毒物劇物部会について）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000360158.pdf>

平成30年度第2回薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会毒物劇物調査会審議結果及び審議物質の製剤除外等の申請について(平成30年12月25日付け薬生薬審発1225第1号)(抜粋)

1. 平成30年度第2回薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会毒物劇物調査会の審議結果等については、以下のとおりである。

物質名称	CAS No.	指定根拠とした毒性試験項目	判定結果
ビス(4-イソシアナトフェニル)メタン	101-68-8	急性吸入毒性(ミスト)	毒物
2,4-ジメチルフェノール	105-67-9	皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷 (情報不足とされた毒性試験項目:急性吸入毒性)	劇物
ノニルフェノール	25154-52-3	皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷 (情報不足とされた毒性試験項目:急性吸入毒性)	劇物
ピペラジン	110-85-0	皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷	劇物
硫化二ナトリウム	1313-82-2	急性経口毒性、皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷 (情報不足とされた毒性試験項目:急性経皮毒性、急性吸入毒性)	劇物
フッ 弗化アンモニウム	12125-01-8	急性経口毒性、皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷 (情報不足とされた毒性試験項目:急性経皮毒性、急性吸入毒性)	劇物
2-イソプロキシエタノール	4439-24-1	急性経皮毒性、急性吸入毒性(蒸気)	劇物
テレフタル酸クロライド	100-20-9	急性吸入毒性(ミスト)、皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷	劇物
トリクロロ(フェニル)シラン	98-13-5	急性吸入毒性(蒸気)、皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷	劇物
1-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	急性経皮毒性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷	劇物
(2R)-2-(クロロメチル)オキシラン	51594-55-9	急性経口毒性、急性経皮毒性、急性吸入毒性(蒸気)、皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷	劇物

(2S)-2-(クロロメチル)オキシラン*	67843-74-7	急性経口毒性、急性経皮毒性、急性吸入毒性（蒸気）、皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷	劇物
-----------------------	------------	---	----

*：当該物質は、指定候補物質として挙げられていなかったものの、当該毒物劇物調査会において、R体である(2R)-2-(クロロメチル)オキシランと併せてS体である当該物質についても劇物指定することが適当との審議結果を踏まえ、追加されたものである。

2. 平成27年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会毒物劇物調査会の審議結果を踏まえた事業者の毒性データ収集結果に係る対応について

当該審議結果を踏まえ、事業者が、原体の毒性データを収集した結果、審議結果を覆すようなデータは得られなかった。改めて、製剤除外（例：○%以下を含有する製剤は劇物相当等）の申出があれば、受け付けることとしたので、1.と同様に3.の申請の手続きを行うこと。

物質名称	CAS No.	指定根拠とした毒性試験項目	判定結果
2,4-ジイソシアナトトルエン及び2,6-ジイソシアナトトルエンの混合物	584-84-9 及び91-08-7	急性吸入毒性（蒸気）	毒物

3. 毒物劇物調査会の審議結果を踏まえた審議物質の指定見直し及び除外の申請について

(1) 毒物劇物指定見直し製剤除外申出書（以下「申出書」という。）

審議結果を踏まえ、当該物質の毒物若しくは劇物の見直し又は当該物質を含有する製剤の毒物若しくは劇物からの除外を希望する場合は申出書（別添様式）に必要事項を記載し、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室（以下「化学物質安全対策室」という。）にメール又はFAXで提出すること。

(2) 申出書の提出期限

平成31年1月31日

(3) 審議申請資料の提出

申出書を提出した事業者は、審議申請通知に従い審議申請資料を作成し、化学物質安全対策室に改めて提出すること。

また、除外申請を行う場合には、指定根拠となる毒性試験項目だけでなく、毒物又は劇物に指定に係る調査会での審議において、知見がなく情報不足とされた毒性試験項目等についても、別途有害性情報調査等を実施し、原体での試験結果を併せて製剤除外に足る毒性試験結果を提示すること。

(4) 審議申請資料の提出期限及び提出部数

平成31年7月31日までに、審議申請通知に示した審議申請資料及び添付資料をそれぞれ1部ずつ化学物質安全対策室に提出すること。当室で提出資料を確認した上で、毒物劇物調査会資料としての提出期限及び提出部数について、別途連絡する。

4. 提出先及び問合せ先

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

（住所）〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

（電話）03-5253-1111（内線 2426, 2798）、（FAX）03-3593-8913

（E-mail）dokugeki2@mhlw.go.jp

(別添様式)

毒物劇物指定見直し製剤除外申出書

① 事業者名	
② 化学物質の名称	
③ 指定見直し内容	
④ 希望除外濃度	
⑤ 試験の実施の有無	
⑥ 試験を実施する場合の試験項目	
⑦ 試験を実施しない場合の毒性情報提供の有無	
⑧ 試験を実施しない場合の毒性情報提供の方法	
⑨ 担当者の所属及び氏名	
⑩ TEL、FAX、E-mail	

注1) 記載する必要がない項目については、空欄とすること。

注2) 指定見直し内容については、劇物から毒物又は毒物から劇物への変更等、審議結果に対する要望を記載すること。

爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について（平成 31 年 1 月 10 日付け薬生総発 0110 第 1 号・薬生薬審発 0110 第 2 号・薬生監麻発 0110 第 5 号）

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年に G20 大阪サミット等、来年には 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されていることから、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止をさらに推進するため、今般、警察庁警備局警備企画課長より別添のとおり依頼があったところです。

つきましては、爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤を取り扱う薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に対する適切な保管管理の徹底、譲渡手続及び交付制限の厳守等のより一層の指導を行う必要がありますので、下記事項に御留意の上、貴管下関係業者団体に対し傘下業者へのこれらの指導内容の周知徹底を要請する等、貴管下事業者に対する指導について格段の御配慮をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会長、日本製薬団体連合会長、公益社団法人日本薬剤師会長、一般社団法人日本保険薬局協会、一般社団法人日本薬局協励会、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長、日本チェーンドラッグストア協会会長、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会及び公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

- 1 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売を自粛すること。
- 2 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム（以下「爆発物の原料となり得る化学物質」という。）及びそれらの製剤のうち、毒劇法に規定する劇物に該当するものについて、同法に基づき、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付制限を厳守し、また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署に届けること。
- 3 爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する劇薬に該当するものについて、同法に基づき、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付制限を厳守すること。また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署に届けられたいこと。
- 4 爆発物の原料となり得る化学物質のうち、劇物又は劇薬に該当しないものについて、販売を行った化学物質の名称（又は販売名）、数量、その他販売の記録を記載した書面（電磁的記録を含む。）を保存するよう努められたいこと。また、盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じるなど、適切な保管管理を行うよう努められたいこと。さらに、盗難又は紛失事件

が発生したときには、直ちに警察署に届けられたいこと。

- 5 爆発物の原料となり得る化学物質について、一般消費者に対してインターネットを利用した販売を行う場合、又は大量に販売を行う場合には、購入者の連絡先及び使用目的を確認・記録した上で行うこととし、使用目的が不審若しくはあいまいである者又は社会通念上妥当でないおそれがあると認められる者には、販売を差し控えるとともに、当該者の不審な動向について直ちに警察署に届けられたいこと。

別添

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた薬局開設者等がとるべき措置の周知・指導の徹底に関する依頼について（平成30年12月19日付け警察庁丁備企発第256号）

標記の件について下記のとおり依頼するので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

警察庁では、貴省に「爆弾テロの未然防止に向けた薬局開設者等がとるべき措置の周知・指導の徹底に関する依頼について」(平成21年11月20日付け警察庁丁備企発第65号等)を发出し、これを受け、貴省におかれては、都道府県関係部(局)長等に対して「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」を发出され、薬局開設者等がとるべき措置の周知・指導をされているものと承知している。

しかしながら、近年においても、国内で手製の爆発物や爆薬を製造・所持する事件が複数発生しており、今後、爆発物を使用したテロ等違法行為が行われる可能性は否定できない。

我が国では、来年にG20大阪サミット等、その翌年には2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も予定されている中、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止を更に推進するため、貴省におかれては、都道府県関係部(局)長等に対して、警察官からその職務上、薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業業者、医薬品製造販売業者等に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力すること及びこれらの者が別添の措置をとるように周知・指導することの2点を徹底するよう改めて働き掛けていただきたく、格段の配慮をお願いする。

別添

- 1 爆発物の原料となり得る化学物質（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）について、関係法令に基づく譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管等の遵守並びに盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底すること。
- 2 上記化学物質の取引に際しては、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を確実に行うとともに、特にインターネットを利用した販売を行う場合には、本人性を確実に確認するため

の措置を講じること。

- 3 上記化学物質の取引に際し、通常取引がないのに大量に購入しようとする者、不自然に連続して購入しようとする者、又は氏名、住所若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し若しくはあいまいにする者など、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る情報（人事事項、電話番号等連絡先又は車両ナンバー等）を把握し、さらに、安全な取扱に不安があると認められる顧客に対しては、販売を差し控えること。
- 4 上記化学物質の盗難・紛失事案が発生した場合や、3に該当する顧客など不審動向が認められる場合には、速やかに警察に通報するとともに、不審点解明に向けた必要な情報提供を行うこと。

毒物及び劇物の適正な保管管理等のさらなる徹底について（平成 31 年 1 月 30 日付け薬生薬審発 0130 第 2 号）

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）において毒物に指定されている「シアニ化カリウム」（青酸カリ）を入れた医薬品を流通させるという脅迫文が複数の製薬会社と報道機関等宛てに届いたとの事案が発生しました。

つきましては、毒物及び劇物の適正な保管管理等のため、貴職において、下記の内容について、貴管下関係事業者等に対する周知徹底をお願いします。

なお、下記 3 において、貴管下関係事業者等から貴職に対し報告があった場合は、速やかに、医薬品審査管理課化学物質安全対策室に報告するようお願いいたします。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）、「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」（平成 30 年 7 月 24 日付け薬生薬審発 0724 第 1 号）等を踏まえ、保管設備の点検、取扱量の定期点検、不要物の適正な廃棄等の保管管理が適切になされているかを改めて点検すること。
- 2 譲渡及び交付手続を厳守すること。また、譲受人又は交付を受ける者の職業その他から使用目的に不審な点がある者や安全な取扱いに不安があると認められる者には、譲渡又は交付しないようにすること。
- 3 毒物及び劇物の盗難、紛失の事態が生じた場合、又はその疑いがあると思われた場合には、直ちに警察署に届け出るとともに、速やかに、所管の都道府県、最寄りの保健所等に報告すること。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 197 号）において指定された物質に関する情報

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令において指定された物質に関する情報では、「毒物及び劇物取締法」および「毒物及び劇物指定令」の別表第一および第二の順序に従って、個々の毒物劇物（物質名の左欄中、法で掲げられたものは「法～」と、指定例で指定されたものは「指～」と表記）について説明する。

通常、「性状」「毒性」は指定時のデータに基づくもので、参考データとして記載している。

また、フッ素、ホウ素、ヨウ素、リンなどの化学物質名は、カタカナで表記している。英語名が官報で掲載された内容と異なる場合は官報が優先される。

【凡例】

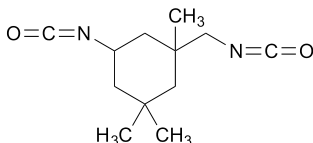
LD ₅₀	50%致死量（別途記載のないものは、体重 1 kg あたりの致死量）
LC ₅₀	50%致死濃度（別途記載のないものは、吸入での致死濃度）
> ●● mg/kg	LD ₅₀ または LC ₅₀ が ●● mg/kg を超える値であることを示す
log P _{ow}	オクタノールと水との分配係数 P _{ow} の値を対数変換（底は 10）したものの
普通物	毒物および劇物に指定されていない物質
蒸気圧	特に記載のないものは、25℃での蒸気圧（mmHg）を示す
沸点、融点	別途記載のないものは、1 気圧（1013.25 hPa）での値を示す
c.c.	引火点測定方法の密閉式（closed-cup）を示す
o.c.	引火点測定方法の開放式（open-cup）を示す
est	estimate の略で、推定値を示す
exp	experiment の略で、実験値を示す

毒物

毒物	5-イソシアナト-1-(イソシアナトメチル)-1,3,3-トリメチルシクロヘキサン 5-Isocyanato-1-(isocyanatomethyl)-1,3,3-trimethylcyclohexane
毒物及び劇物指定令 第1条/1の8	

【組成・化学構造】 **分子式** $C_{12}H_{18}N_2O_2$

構造式



【CAS番号】 4098-71-9

【性状】 無色～薄い黄色の液体。沸点 310℃。融点 -60℃。密度 1.058 g/cm³ (20℃)。相対蒸気密度 7.67 (空気 = 1)。蒸気圧 0.0635 Pa (20℃)。水 1 L に約 15 mg 溶解 (23℃)。エステル、ケトン、エーテル、芳香族および脂肪族炭化水素と完全に混和。引火点 155℃。水中で徐々に反応。酸、アルコール、アミン、塩基、アミド、フェノール、メルカプタンと激しく反応し、中毒、火災および爆発の危険をもたらす。

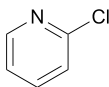
【用途】 ポリウレタン原料、接着剤、表面処理剤。

【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット経口：4814～5490 mg/kg、LD₅₀ > ラット経皮：7000 mg/kg。LC₅₀ = ラット吸入 (ミスト)：0.031 mg/L (4 hr)。ウサギにおいて皮膚腐食性がみられ、眼刺激性は重篤な損傷がみられた。

毒物	2-クロロピリジン 2-Chloropyridine
毒物及び劇物指定令 第1条/6の7	

【組成・化学構造】 **分子式** C_5H_4ClN

構造式



【CAS番号】 109-09-1

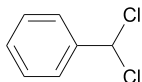
【性状】 ピリジン臭の無色の液体。沸点 170℃ (760 mmHg)。融点 -46.5℃。密度 1.205 g/cm³ (15℃)。相対蒸気密度 3.93 (空気 = 1)。蒸気圧 2.18 mmHg。水 1 L あたり 27 g 溶解。エタノール、エーテルに可溶。引火点 64℃。

【用途】 ピリチオン (殺菌剤) の製造、ピリプロキシフェン等の殺虫剤の製造。

【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット (経口)：342 mg/kg、LD₅₀ < ウサギ (経皮)：200 mg/kg。LC₅₀ = ラット吸入 (蒸気)：0.472～1.18 mg/L (4 hr) (= 100～250 ppm [4 hr])。ウサギにおいて皮膚腐食性はないが、強度の刺激性を有する。眼刺激性では重篤な損傷 (不可逆的影響) がみられた。

毒物	(ジクロロメチル)ベンゼン (Dichloromethyl)benzene
毒物及び劇物指定令 第1条/10の4	〔別名〕 ベンジリデンジクロリド/Benzylidene dichloride、 α,α-ジクロロトルエン/α,α-Dichlorotoluene、塩化ベンザル/Benzal chloride、 ベンジルジクロリド/Benzyl dichloride、塩化ベンジリデン/Benzylidene chloride

【組成・化学構造】 **分子式**
構造式



【CAS番号】 98-87-3

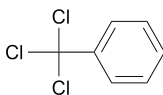
【性状】 刺激臭のある無色の液体。沸点 205℃。融点 -17℃。密度 1.26 g/cm³。相対蒸気密度 5.56 (空気 = 1)。蒸気圧 0.5 hPa (20℃)。水 1 L あたり 200 mg 溶解 (20℃)。アルコール、エーテルに混和。引火点 93℃ (c.c.)。水と反応し、塩化水素を生成。アルカリ金属、酸化剤と反応。

【用途】 ベンズアルデヒド及び塩化ベンゾイルの製造に使用、工業用中間体。

【毒性】 原体の LD₅₀ = マウス (経口) : 2460 mg/kg。LC₅₀ = マウス吸入 (蒸気) : 0.18 mg/L (= 27 ppm, 4 hr)。
ウサギにおいて皮膚腐食性はないが、強度の皮膚刺激性を有する。眼刺激性は軽度の刺激性がみられた。

毒物	(トリクロロメチル)ベンゼン (Trichloromethyl)benzene
毒物及び劇物指定令 第1条/19の5	〔別名〕 三塩化メチルベンゼン/Trichloromethylbenzene、 α,α,α-トリクロロトルエン/α,α,α-Trichlorotoluene、 ベンジリジントリクロリド/Benzylidene trichloride、ベンゾトリクロリド/Benzotrichloride

【組成・化学構造】 **分子式**
構造式



【CAS番号】 98-07-7

【性状】 刺激臭のある無色～黄色の液体。沸点 221℃。融点 -5℃。密度 1.4 g/cm³ (20℃)。相対蒸気密度 6.8 (空気 = 1)。蒸気圧 0.2 hPa (20℃)。水 1 L あたり 53 mg 溶解 (5℃)。加水分解。アルコール、エーテルに混和。引火点 108℃ (c.c.)。水と反応し、塩酸と安息香酸を生成。強酸化剤、アミン、軽金属と反応。

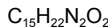
【用途】 塩化ベンゾイル、フッ化ベンゾイル等の工業用中間体の製造における中間体、これらの中間体は、医薬品、農薬、染料ならびに紫外線吸収剤の合成に使用。

【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット経口 : 702 mg/kg、ウサギ経皮 : 4000 mg/kg。原体の LC₅₀ = ラット吸入 (蒸気) : 0.53 mg/L (= 64 ppm, 4 hr)。
ウサギにおいて皮膚腐食性はないが、軽度の刺激性を有する。眼刺激性は重篤な損傷 (不可逆的影響) がみられた。

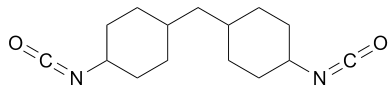
毒物	ビス(4-イソシアナトシクロヘキシル)メタン
毒物及び劇物指定令 第1条/22の2	Bis(4-isocyanatocyclohexyl)methane 【別名】ビス(4-イソシアナトシクロヘキサン-1-イル)メタン/ Bis(4-isocyanatocyclohexane-1-yl)methane、メチレンビス(1,4-シクロヘキレン)=ジ イソシアナート/Methylenebis(1,4-cyclohexylene)diisocyanate、1,1-メチレン=ビス(4- イソシアネートシクロヘキサン)/1,1-Methylene bis(4-isocyanatocyclohexane)、4,4'-メ チレンジシクロヘキシルジイソシアナート/4,4'-Methylenedicyclohexyl diisocyanate、メ チレン=ビス(4-シクロヘキシルイソシアナート)/Methylene bis(4-cyclohexylisocyanate)

【組成・化学構造】

分子式



構造式



【CAS番号】

5124-30-1

【性状】 無色透明～薄い黄色の液体。沸点 251℃。融点 19.5～21.5℃。密度 1.07 g/cm³ (20℃)。相対蒸気密度 9.0 (空気 = 1)。蒸気圧：2.13 × 10⁻⁵ hPa (0.21 Pa) (25℃)。水に対し緩徐な加水分解 (半減期約 2 hr)。アセトンに可溶。引火点 200℃。水と反応、50℃以上で緩徐な重合。

【用途】 塗装剤および接着剤の結合剤、硬化剤。ポリウレタン原料。エラストマー (台車の車輪およびベルトコンベアのベルトなど) の生産に使用。

【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット経口：9900 mg/kg、LD₅₀ > ウサギ経皮：10 g/kg。LC₅₀ = ラット吸入 (ミスト)：0.434 mg/L (4 hr)。ウサギにおいて皮膚腐食性はないが、中等度の刺激性を有する。眼刺激性は軽度の刺激性がみられた。

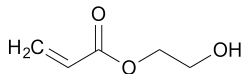
毒物	2-ヒドロキシエチル=アクリラート
毒物及び劇物指定令 第1条/23の3	2-Hydroxyethyl acrylate 【別名】アクリル酸 2-ヒドロキシエチル/Acrylic acid 2-hydroxyethyl ester、 エチレングリコールモノアクリラート/Ethylene glycol monoacrylate、HEA

【組成・化学構造】

分子式



構造式



【CAS番号】

818-61-1

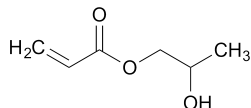
【性状】 特徴的な臭気のある無色の液体。沸点 210℃ (1013 hPa)。融点 -60.2℃。密度 1.1 g/cm³ (25℃)。相対蒸気密度 4.0 (空気 = 1)。蒸気圧 7.0 Pa (25℃)。水 1Lあたり 1000 g 混和 (25℃)。通常の有機溶媒に溶解。引火点 101℃ (c.c.)。自然重合。

【用途】 ポリマー製造のコモノマー、塗料および接着剤等の樹脂改質剤、UV 硬化用反応性希釈剤。

【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット経口：548 mg/kg、ウサギ経皮：154 mg/kg。LC₅₀ = ラット吸入 (ミスト)：1.87～18.52 mg/L (4 hr)。ウサギにおいて皮膚腐食性はないが、軽度の刺激性を有する。眼刺激性は重篤な損傷 (不可逆的影響) がみられた。

毒物	2-ヒドロキシプロピル=アクリレート 2-Hydroxypropyl acrylate
毒物及び劇物指定令 第1条/23の4	[別名] アクリル酸 2-ヒドロキシプロピル/2-Hydroxy-1-propyl acrylate、 1,2-プロパンジオール-1-アクリレート/1,2-Propanediol-1-acrylate、 Propylene glycol monoacrylate

【組成・化学構造】 **分子式**
構造式



【CAS 番号】 999-61-1

【性状】 無色～明黄色の液体。沸点 77℃ (6.7 hPa)。融点 -30℃ [他のデータ：-60℃以下]。密度 1.05 g/cm³ (25℃)。相対蒸気密度 4.5 (空気 = 1)。蒸気圧：5 Pa (20℃) [他のデータ：23 Pa (25℃、est)]。水 1 L あたり 1000 g 混和 (25℃)。通常の有機溶媒に溶解。引火点 65℃ (c.c.) [他のデータ：100℃ (c.c.)、97℃ (c.c.)]。加熱、光、過酸化物により重合の可能性。強酸、強塩基、強酸化剤、過酸化物と激しく反応。

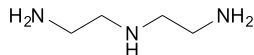
【用途】 熱硬化性塗料 (塗料樹脂：2 液性塗料の硬化部位)、接着剤 (感圧粘着剤：粘着テープ)、繊維処理剤、コポリマーの改質剤。

【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット経口：1290 mg/kg、ウサギ経皮：168 mg/kg。LC₅₀ > ラット吸入 (蒸気)：0.263 mg/L (8 hr)。ウサギにおいて皮膚腐食性があり、眼刺激性は重篤な損傷 (不可逆的影響) がみられた。

劇物

劇物	N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン N-(2-Aminoethyl)ethane-1,2-diamine
毒物及び劇物指定令 第2条/4の5	[別名] N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン/N-(2-Aminoethyl)-1,2-ethanediamine、 ジエチレントリアミン/Diethylenetriamine、 3-アザペンタン-1,5-ジアミン/3-Azapentane-1,5-diamine、 2,2'-イミノジエチルアミン/2,2'-Iminodietylamine、DETA

【組成・化学構造】 **分子式**
構造式



【CAS 番号】 111-40-0

【性状】 特徴的な臭気のある無色～黄色の粘稠な吸湿性液体。沸点 207℃。融点 -39℃。密度 0.96 g/cm³ (20℃)。相対蒸気密度 3.56 (空気 = 1)。蒸気圧 31 Pa (25℃) [他のデータ：37 Pa (20℃)]。水 1 L あたり 1000 g 混和 (25℃)。メタノール、アセトン、ベンゼンと混和。ヘプタンに不溶。引火点 97℃ (c.c.)、102℃ (o.c.)。酸化剤、硝酸、有機ニトロ化合物と激しく反応。

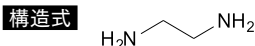
【用途】 主に紙の湿潤強化剤、エポキシ樹脂硬化剤の合成原料。キレート剤、イオン交換

樹脂、繊維処理剤、化粧品等の合成原料。

- 【毒性】** 原体のLD₅₀ = ラット経口：1080 mg/kg、ウサギ経皮：1090 mg/kg。LC₅₀ > ラット吸入（ミスト）：2.6 mg/L（4 hr）。
ウサギにおいて皮膚腐食性があり、眼刺激性は重篤な損傷（不可逆的影響）がみられた。

劇物	エタン-1,2-ジアミン
毒物及び劇物指定令 第2条/11の2	Ethane-1,2-diamine 〔別名〕 エチレンジアミン/Ethylenediamine、1,2-ジアミノエタン/1,2-Diaminoethane、 1,2-エタンジアミン/1,2-Ethanediamine

【組成・化学構造】 **分子式** C₂H₈N₂



【CAS番号】 107-15-3

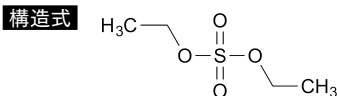
【性状】 無色～黄色の液体。沸点 117℃。融点 10.9～11.1℃。密度 0.899 g/cm³。相対蒸気密度 2.07（空気 = 1）。蒸気圧 12 hPa（20℃）、17.06 hPa（25℃）。水 1 L あたり 110 g 溶解（20℃）。ベンゼンに可溶。エーテルにわずかに溶ける。エタノールと混和。引火点 33.9℃（o.c.）、43.3℃（c.c.）。燃焼による分解で、窒素酸化物の有毒ガスを生成。中位に強い塩基であり、有機塩素系化合物、強い酸化剤および酸と反応。pH11.8（5 g/L）。

【用途】 キレート剤、エポキシ樹脂硬化剤、殺菌剤、繊維加工剤（防しわ剤、染料固着剤）、可塑剤、ゴム薬品合成原料。

【毒性】 原体のLD₅₀ = ラット経口：866 mg/kg、ウサギ経皮：560 mg/kg。LC₅₀ = ラット吸入（蒸気）：6.9～13.9 mg/L（4 hr）。
ウサギにおいて皮膚腐食性があり、眼刺激性は重篤な損傷（不可逆的影響）がみられた。

劇物	ジエチル=スルファート
毒物及び劇物指定令 第2条/37の3	Diethyl sulfate 〔別名〕 硫酸ジエチル、ジエチル硫酸、Sulfuric acid diethyl ester、DES

【組成・化学構造】 **分子式** C₄H₁₀O₄S



【CAS番号】 64-67-5

【性状】 特徴的な臭気のある無色の油状液体、空気との接触により茶色に変色。沸点 209℃（分解）。融点 -25℃。密度 1.17 g/cm³。相対蒸気密度 5.3（空気 = 1）。蒸気圧 20 Pa（20℃）。水に反応（7 g/L [20℃]；水溶液中 [pH7、25℃] の半減期は 1.7 hr）。エタノール、エチルエーテルに混和。引火点 104℃（c.c.）。加熱すると分解。アンモニア、強酸化剤、強塩基および金属粉末と激しく反応。水と反応して硫酸およびエタノールを生成。

【用途】 強力なアルキル化（エチル化）剤。フェノール、アミンおよびチオール類のエチ

ル化誘導体の調製に使用。染料、医薬品、農薬、ファインケミカル工業で広範囲に使用。第4級アンモニウム塩化合物の合成に使用。

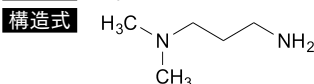
【毒性】 原体のLD₅₀ = ラット経口：880 mg/kg、ウサギ経皮：706 mg/kg。LC₅₀ = ラット吸入（ミスト）：1.58～3.16 mg/L（4 hr）。

ウサギにおいて皮膚腐食性はないが、強度の刺激性を有する。眼刺激性は重篤な損傷（不可逆的影響）がみられた。

劇物	N,N-ジメチルプロパン-1,3-ジアミン N,N-Dimethylpropane-1,3-diamine
毒物及び劇物指定令 第2条/56の2	〔別名〕 3-アミノプロピルジメチルアミン/3-Aminopropyldimethylamine、 3-ジメチルアミノプロピルアミン/3-Dimethylaminopropylamine、 N,N-ジメチル-1,3-ジアミノプロパン/N,N-Dimethyl-1,3-diaminopropane、 N,N-ジメチル-1,3-プロパンジアミン/N,N-Dimethyl-1,3-propanediamine、 1-アミノ-3-(ジメチルアミノ)プロパン/1-Amino-3-(dimethylamino)propane、 ジメチルアミノプロピルアミン/Dimethylaminopropylamine、DMAPA

【組成・化学構造】

分子式 C₅H₁₄N₂



【CAS番号】 109-55-7

【性状】 アンモニア臭のある無色の液体。沸点135℃。融点-70℃。密度0.82 g/cm³ (20℃)。相対蒸気密度3.5 (空気 = 1)。蒸気圧8 hPa (20℃)[他のデータ：1.3 kPa (30℃)]。水に混和 (20℃)。アルコール、エーテルに可溶。引火点35℃ (c.c.)。水溶液は中程度の強さの塩基。強力な酸化剤、酸、酸塩化物、酸無水物と反応。

【用途】 結合剤、イオン交換物質、凝結剤（水処理）、化粧剤、洗濯・洗浄剤（ペタイン類）、ガソリンおよび他の燃料添加物、ポリウレタン繊維および潤滑剤、染料、農薬、写真および織物工業で用いられる薬品等の生産中間体等。

【毒性】 原体のLD₅₀ = ラット経口：410 mg/kg、ラット経皮：400～2000 mg/kg（実質1000～2000 mg/kg）*¹。LC₅₀ > ラット吸入（蒸気）：4.31 mg/L（4 hr）（推定24.8 mg/L、4hr）*²。

ウサギにおいて皮膚腐食性があり、眼刺激性は重篤な損傷（不可逆的影響）がみられた。

*1：1000 mg/kg で死亡例がみられなかった。

*2：LC₅₀ は10.0 mg/L/4 hrを上回るものと考えられた。

劇物	水酸化リチウム Lithium hydroxide
毒物及び劇物指定令 第2条/68の2	

【組成・化学構造】

分子式 LiOH

構造式 Li⁺OH⁻

【CAS番号】 1310-65-2

【性状】 無色～白色の吸湿性の結晶。沸点924℃で分解。融点422.83℃（1013.25 hPa）。密度2.54 g/cm³。水/100 mLあたり12.8 g溶解（25℃）。エタノールに難溶。924℃

以上に加熱すると分解し、有毒ガスを生成。水溶液は強塩基性。酸と激しく反応。アルミニウム、スズ、亜鉛を腐食し、引火性・爆発性ガスである水素を生成。強力な酸化剤と反応。pH 約 12 (50℃、50 g/L)。

【用途】 写真の現像液、アルカリ電池、他のリチウム塩の製造に使用。触媒、グリースの製造等にも使用。

【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット経口：210 mg/kg。LC₅₀ = ラット吸入 (ダスト)：0.96 mg/L (4 hr)。

in vitro (Corrositex™) において皮膚腐食性と判定され、ラットにおいて眼刺激性で重篤な損傷 (不可逆的影響) がみられた。

劇物	水酸化リチウム一水合物 Lithium hydroxide, monohydrate
毒物及び劇物指定令 第 2 条 / 68 の 3	

【組成・化学構造】 **分子式** LiOH・H₂O

構造式 Li—OH・H₂O

【CAS 番号】 1310-66-3

【性状】 無色～白色の吸湿性の結晶。沸点 924℃ (分解)。融点 450～471℃。密度 1.51 g/cm³。相対蒸気密度 1.4 (空気 = 1)。水 1 L あたり 191 g 溶解 (20℃)。エタノールに微溶。不燃性。水溶液は強塩基性で、酸と激しく反応する。強酸化剤と反応する。

【用途】 リチウムイオン電池、ステアリン酸リチウム等のリチウム石けんの製造、グリースおよび炭酸ガス吸収剤の製造に使用。

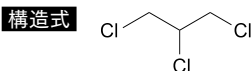
【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット雄経口：491 mg/kg、ラット雌経口：368 mg/kg*。ウサギ経皮は 200 mg/kg で死亡例はなく、3000 mg/kg で全例が死亡。LC₅₀ > ラット吸入 (ダスト)：6.15 mg/L (4 hr)。

in vitro (Corrositex™) において皮膚腐食性と判定され、動物 (種類不明) において眼刺激性で重篤な損傷がみられた。

*：水酸化リチウム (無水物) データからの換算値

劇物	1,2,3-トリクロロプロパン 1,2,3-Trichloropropane [別名] グリセロールトリクロロヒドリン / Glycerol trichlorohydrin、Allyl trichloride
毒物及び劇物指定令 第 2 条 / 74 の 4	

【組成・化学構造】 **分子式** C₃H₅Cl₃



【CAS 番号】 96-18-4

【性状】 特徴的な臭気のある無色の液体。沸点 156℃。融点 -14℃。密度 1.39 g/cm³ (20℃)。相対蒸気密度 5.1 (空気 = 1)。蒸気圧 0.45 kPa (20℃) [他のデータ：0.29 kPa (20℃)、0.49 kPa (25℃)]。水 1 L あたり 1.8 g 溶解 (20℃)。log P_{ow} = 2.27。エタノール、エチルエーテルに溶解。クロロホルムに混和。引火性 73℃ (c.c.)。アルカリ (土類) 金属、酸化剤と反応する。

- 【用途】 ポリスルフィドおよびヘキサフルオロプロピレン等のポリマー製造の際の架橋剤。他の化学物質の合成中間体、溶剤、洗浄剤、剥離剤。
- 【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット経口：190 mg/kg、ウサギ経皮：880 mg/kg。LC₅₀ = ラット雄吸入（蒸気）：6.99 mg/L (=1140 ppm, 4 hr)。
ウサギにおいて皮膚腐食性はないが、軽度の刺激性を有する。眼刺激性は軽度の刺激性がみられた。

劇物	二酸化アルミニウムナトリウム Aluminum sodium dioxide
毒物及び劇物指定令 第2条/77の3	〔別名〕 二酸化ナトリウムアルミニウム、アルミン酸ナトリウム、 Aluminum sodium oxide、Sodium aluminate、Sodium metaaluminate

- 【組成・化学構造】 **分子式** AlNaO₂
構造式 Na⁺
O=Al⁻=O

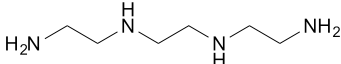
【CAS 番号】 1302-42-7

【性状】 斜方晶系、白色の吸湿性粉末または粒状塊。融点 1650℃。密度 4.63 g/cm³、> 1.5 g/cm³ (20℃)。水に易溶、水溶液は強塩基性。アルコールに不溶。酸と激しく反応し、アルミニウム、スズ、亜鉛に対して腐食性。アンモニウム塩と反応すると火災の危険性あり。pH > 13.5。

【用途】 サイズ剤（硫酸バンドと共用し中性サイジングを行うと、充填剤の歩留りが上がり永久紙が得られる）、水道浄水用（硫酸バンドが節約できる）、土壤硬化剤、セメント混合剤。

【毒性】 ウサギにおいて皮膚腐食性があり、眼刺激性では重篤な損傷（不可逆的影響）がみられた。

劇物	N,N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン N,N'-Bis(2-aminoethyl)ethane-1,2-diamine
毒物及び劇物指定令 第2条/80の2	〔別名〕 N,N'-ビス(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン/ N,N'-Bis(2-aminoethyl)-1,2-ethanediamine、 3,6-ジアザオクタン-1,8-ジイルジアミン/3,6-Diazaoctane-1,8-diylidiamine、 トリエチレンテトラミン/Triethylenetetramine (TETA)、トリエンチン/Trientine

- 【組成・化学構造】 **分子式** C₆H₁₈N₄
構造式
- 

【CAS 番号】 112-24-3

【性状】 黄色味を帯びた油性の液体、わずかにアミン臭。沸点 278℃。融点 12℃。密度 0.98 g/cm³ (20℃)。相対蒸気密度 5.05 (空気 = 1)。蒸気圧 0.013 mbar (20℃)、15 mbar (50℃)。水と完全に混和。エタノール、酸に可溶。引火点 135℃ (c.c.)。強塩基性物質であり、酸と激しく反応。アルミニウム、銅、亜鉛を腐食。強酸化物と激しく反応し、火災・爆発を引き起こす。塗装、ゴム、プラスチックを侵す。pH : 10.7 (10 g/L)。

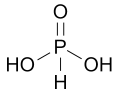
【用途】 エポキシ樹脂硬化剤およびその中間体。製紙、繊維産業および接着剤用助剤の合成試剤。アスファルト乳化剤中間体として使用。

【毒性】 原体のLD₅₀ = ラット経口：1400 mg/kg、ウサギ経皮：1720 mg/kg。
ウサギにおいて皮膚腐食性があり、眼刺激性は重篤な損傷（不可逆的影響）がみられた。

劇物	ホスホン酸 Phosphonic acid
毒物及び劇物指定令 第2条/96の2	

【組成・化学構造】 **分子式** H₃O₃P

構造式



【CAS番号】 13598-36-2

【性状】 白色の高吸湿性・潮解性結晶性塊。沸点180℃超で分解。融点約73℃。密度1.65 g/cm³。相対蒸気密度2.8（空気 = 1）。蒸気圧 < 1 hPa（20℃）。水に易溶（20℃で水1 Lに4250 g溶解）。アルコールに易溶。引火点 > 100℃（c.c.）。酸化剤、強還元剤、熱と反応。空気中の酸素により酸化され、リン酸（H₃PO₄）を形成。

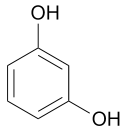
【用途】 塩化ビニル安定剤、有機合成触媒、pH調整剤、ポリエステルフィルムの表面処理剤、分析（水銀検出）、還元剤、亜リン酸塩製造（肥料等）。

【毒性】 原体のLD₅₀ = ラット経口：1720 mg/kg、LD₅₀ > ラット経皮：5000 mg/kg。LC₅₀ = ラット吸入（ミスト）：2.06 mg/L（4 hr）。
ウサギにおいて腐食性があり、*in vitro* 皮膚腐食性試験（EpiDerm™）において腐食性と判定された。

劇物	レスルシノール Resorcinol 〔別名〕レスルシン/Resorcin、1,3-ベンゼンジオール/1,3-Benzenediol、1,3-ジハイドロキシベンゼン/1,3-Dihydroxybenzene、3-ハイドロキシフェノール/3-Hydroxyphenol、 <i>m</i> -ハイドロキシフェノール/ <i>m</i> -Hydroxyphenol、ジハイドロキシベンゾール/Dihydroxybenzol、 <i>m</i> -ベンゼンジオール/ <i>m</i> -Benzenediol
毒物及び劇物指定令 第2条/108	

【組成・化学構造】 **分子式** C₆H₆O₂

構造式



【CAS番号】 108-46-3

【性状】 微白色のフレーク状または粉末状固体。20%水溶液は無色～薄黄色の溶液。沸点277.5℃（1013 hPa）。融点110℃。密度1.278 g/cm³（20℃）。蒸気圧0.065 Pa（25℃）。水1 Lあたり717 g溶解（25℃）。環境中のpHおよび温度条件下で容易に加水分解を受ける官能基を有さないため、加水分解は起こらないと予想される。

10%水溶液の pH4.5。

【用途】 染料、化粧品、写真用試剤、紫外線吸収剤、ゴム・タイヤおよび木材用接着剤等の合成原料として使用。樹脂およびゴムの製造原料として使用。

【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット経口：370 mg/kg、ウサギ経皮：2830 mg/kg。LC₅₀ > ラット吸入（ミスト）：1.95 mg/L（4 hr）。
原体はウサギにおいて皮膚腐食性はないが、軽度の刺激性を有する。原体の眼刺激性は重篤な損傷（不可逆的影響）がみられたが、20%製剤では、ウサギにおいて中等度の眼刺激性がみられた。

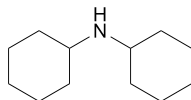
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第342号）において指定された物質に関する情報

劇物

劇物	ジシクロヘキシルアミン
毒物及び劇物指定令 第2条/42の2	Dicyclohexylamine 〔別名〕 N,N-ジシクロヘキシルアミン

【組成・化学構造】 分子式 C₁₂H₂₃N

構造式



【CAS 番号】 101-83-7

【性状】 アミン臭のする無色の液体。沸点 256℃（1013 hPa）。融点 -0.1℃。密度 0.9104 g/cm³（25℃）。相対蒸気密度 6.27（空気 = 1）。蒸気圧 0.0442 hPa（25℃）、1.6 kPa（38℃）。水 1 L あたり 0.8 g 溶解（25℃）。log P_{ow} = 4.37（中性型、計算値）、1.26（プロトン型、計算値）。エタノール、エーテル、ベンゼンに可溶。引火点 105℃。pH：約 11.5（1 g/L、20℃）。

【用途】 防錆剤、ゴム製品、界面活性剤、染料。

【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット経口：200 mg/kg、ウサギ経皮：200 を超えて 316 mg/kg 以下。LC₅₀ > ラット吸入（ミスト）：2.1 mg/L（4 hr）。ウサギにおいて皮膚腐食性があり、眼刺激性は中等度の刺激性がみられた。

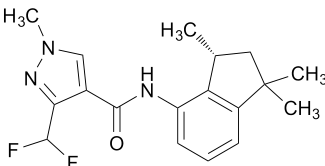
4%製剤の LD₅₀ > ラット経口：3000 mg/kg、ウサギ経皮：10000 mg/kg（8%製剤による試験データから換算）*。ウサギにおいて皮膚腐食性はみとめられない。

*：劇物から除外するためには本来 10000 mg/kg の投与量で試験を行う必要があるが、この投与量ではラットへの塗布が物理的に困難であり、その半量が塗布可能最大量と判断された。したがって、製剤濃度を2倍（8%製剤）、投与量を 5000 mg/kg とし、得られた結果を4%製剤に換算することとした。試験結果から、8%製剤での LD₅₀ 値は 5000 mg/kg を上回り、そこから換算して、4%製剤での LD₅₀ 値は 10000 mg/kg を上回るものと推定された。

劇物	3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド 3-(Difluoromethyl)-1-methyl-N-[(3R)-1,1,3-trimethyl-2,3-dihydro-1H-inden-4-yl]-1H-pyrazole-4-carboxamide
毒物及び劇物指定令 第2条/47の3	

【組成・化学構造】 **分子式** C₁₈H₂₁F₂N₃O

構造式



【CAS番号】 1352994-67-2

【性状】 白色粉末。沸点は測定不能（237℃*1で分解）。融点 104℃。密度 1.24 g/cm³（20 ± 1.0℃）。蒸気圧 3.8 × 10⁻⁸ Pa（20℃）、1.2 × 10⁻⁷ Pa（25℃）。水 1 Lあたり 1.64 × 10⁻² g（20℃、pH5.5 ~ 5.8）。アセトン 621 g/L（20℃）、ジクロロメタン 353 g/L（20℃）、酢酸エチル 396 g/L（20℃）、*n*-ヘキサン 0.982 g/L（20℃）、メタノール 368 g/L（20℃）、*n*-オクタノール 84.6 g/L（20℃）、トルエン 67.9 g/L（20℃）。熱に対し 250℃*2まで安定。

*1：沸点は、Siwoloboff法により、目視において237℃で色の変化が確認されたため、237℃で分解とした。（OECD TG 103）

*2：熱安定性は、示差走査熱量計（DSC）による示差熱分析において、DSCで加熱しながら試料の状態変化について、基準物質（空のアルミニウムパン）との温度差を、発熱反応および吸熱反応のピークとして測定したところ、当該物質は、約250℃まで発熱ピークが観測されなかったため、250℃まで安定と判断した。（OECD TG 113）

【用途】 農薬（殺菌剤）。

【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット経口：180 mg/kg、LD₅₀ > ラット雌雄経皮：2000 mg/kg。LC₅₀ > ラット雌雄吸入（ミスト）*：2.61 mg/L（4 hr）。ウサギにおいて皮膚腐食性はないが、眼刺激性は極軽度の刺激性がみられた。

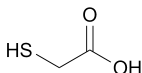
3%製剤の LD₅₀ > ラット経口：3000 mg/kg、ラット雌雄経皮：2000 mg/kg。ウサギにおいて皮膚腐食性はないが、眼刺激性は極軽度の刺激性がみられた。

*：ポリエチレングリコールに溶解し、エアロゾル化したデータ。

劇物	メルカプト酢酸 Mercaptoacetic acid
毒物及び劇物指定令 第2条/100の17	[別名] スルファニル酢酸/Sulfanilic acetic acid、チオグリコール酸/ Thioglycolic acid、2-メルカプトエタン酸/2-Mercaptoethanoic acid

【組成・化学構造】 **分子式** C₂H₄O₂S

構造式



【CAS番号】 68-11-1

【性状】 特徴的な臭気のある無色～淡黄色透明の粘稠性液体。沸点 208℃、96℃ (0.7 kPa)。融点 -16.2℃。密度 1.33 g/cm³ (20℃)。相対蒸気密度 3.2 (空気 = 1) (計算値)。蒸気圧 16 Pa (25℃)。水と混和 (> 1000 g/L、25℃)、易溶。log *P*_{ow} = 0.27 (pH1.7、22℃) (測定値)。エーテル、クロロホルム、ジクロロエタンに混和。引火点 126℃ (o.c.)。中程度の強さの酸。強酸化剤、アルカリ、有機化合物 (アルコール類、ケトン類) と反応。

【用途】 原体：塩化ビニル・ゴムの安定剤、脱毛剤、パーマメント液および医薬品中間体。動物繊維の加工、鉄の比色分析、重金属の除去および金属表面処理に使用。1% 製剤：洗い流すヘアセット料等。

【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット経口：73 mg/kg、ウサギ経皮：848 mg/kg。LC₅₀ = ラット吸入 (ミスト)：1.39 mg/L (4 hr)。ウサギにおいて皮膚腐食性があり、眼刺激性は重篤な損傷 (不可逆的影響) がみられた。

1% 製剤の LD₅₀ > ラット経口：3000 mg/kg。ウサギにおいて眼刺激性は極軽度の刺激性がみられた。

2% 製剤の LD₅₀ > ラット経皮：10000 mg/kg (4% 製剤による試験データから換算)。in vitro 皮膚腐食性試験 (EpiDerm™) において非腐食性と判定された。

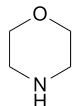
*1：すべての試験項目において除外可能な最高濃度として、1% 製剤を除外濃度とした。

*2：劇物から除外するためには本来 10000 mg/kg の投与量で試験を行う必要があるが、この投与量ではラットへの塗布が物理的に困難であり、その半量が塗布可能最大量と判断された。したがって、製剤濃度を 2 倍 (4% 製剤)、投与量を 5000 mg/kg とし、得られた結果を 2% 製剤に換算することとした。試験結果から、4% 製剤での LD₅₀ 値は 5000 mg/kg を上回り、そこから換算して、2% 製剤での LD₅₀ 値は 10000 mg/kg を上回るものと推定された。

劇物	モルホリン
毒物及び劇物指定令 第 2 条 / 101 の 3	Morpholine 〔別名〕 テトラヒドロ-1,4-オキサジン / Tetrahydro-1,4-oxazine、 ジエチレンオキシミド / Diethylene oximide

【組成・化学構造】 **分子式** C₄H₉NO

構造式



【CAS 番号】 110-91-8

【性状】 特徴的な臭気のある無色透明の吸湿性液体。沸点 129℃。融点 -5℃。密度 1.0 g/cm³ (20℃)。相対蒸気密度 3.0 (空気 = 1)。蒸気圧 1.06 kPa (20℃) [他のデータ：0.88 kPa (20℃)]。水と混和 (1000 g/L)、易溶。log *P*_{ow} = -0.86。エタノール、エーテル、アセトン、ベンゼンに可溶。引火点 31℃ (c.c.)。安定性・反応性：中等度の強さの塩基。強酸化剤と反応。プラスチック、ゴムを浸す。

【用途】 原体：ゴム、染料、レジン、ワックス等の溶剤およびポリッシュ (車両、床、皮革)、化粧クリーム、シャンプー、塗料等の乳化剤。工作機械の潤滑油および冷却剤。蒸気ボイラーの防錆剤。ポリエーテルウレタンフォームの触媒および塩素化

溶剤の安定剤。

6%製剤：防錆防食剤、pH 向上剤。

3%製剤：アイライナー、マスカラ、眉墨、染毛剤、ボディジェルに使用。

【毒性】 原体の LD₅₀ = ラット経口：1050 mg/kg、ウサギ経皮：500 mg/kg。LC₅₀ = ラット吸入（蒸気）：20 mg/L（4 hr、推定）。ウサギにおいて皮膚腐食性があり、眼刺激性は重篤な損傷（不可逆的影響）がみられた。

6%製剤の LD₅₀ > ラット雌経皮：10000 mg/kg（12%製剤による試験データから換算）。ウサギにおいて皮膚腐食性はないが、軽度の刺激性を有する。眼刺激性は中等度の刺激性がみられた。

3%製剤の LD₅₀ > ラット経皮：10000 mg/kg（6%製剤による試験データから換算）。*in vitro* 皮膚腐食性試験（EpiDerm™）において非腐食性と判定された。ウサギにおいて眼刺激性は軽度の刺激性がみられた。

- *1：すべての試験項目において除外可能な最高濃度として、6%製剤を除外濃度とした。
- *2：劇物から除外するためには本来 10000 mg/kg の投与量で試験を行う必要があるが、この投与量ではラットへの塗布が物理的に困難であり、その半量が塗布可能最大量と判断された。したがって、製剤濃度を2倍（12%製剤）、投与量を5000 mg/kg とし、得られた結果を6%製剤に換算することとした。試験結果から、12%製剤での LD₅₀ 値は5000 mg/kg を上回り、そこから換算して、6%製剤での LD₅₀ 値は10000 mg/kg を上回るものと推定された。
- *3：劇物から除外するためには本来 10000 mg/kg の投与量で試験を行う必要があるが、この投与量ではラットへの塗布が物理的に困難であり、その半量が塗布可能最大量と判断された。したがって、製剤濃度を2倍（6%製剤）、投与量を5000 mg/kg とし、得られた結果を3%製剤に換算することとした。試験結果から、6%製剤での LD₅₀ 値は5000 mg/kg を上回り、そこから換算して、3%製剤での LD₅₀ 値は10000 mg/kg を上回るものと推定された。

【お詫びと訂正】

本書の以下のページにおいて誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

頁	行または毒物劇物	誤	正
349	エチルジフェニルジチオホスフェイト	【性状】 無色～淡褐色の液体	黄色～淡褐色の液体
355	エチレンオキシド	【性状】 無色の液体	無色の液体または気体
369	塩素酸ナトリウム	【性状】 無色無臭の白色の正方単斜状の結晶	無色無臭の正方単斜状の結晶
469	アミノニトリル	【薬物名】 アミノニトリル	シアナミド 〔別名〕 アミノニトリル
494	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(<i>N,N</i> -ジメチルアミノ)-プロパン塩酸塩	【廃棄基準】 〔廃棄方法〕 還元法 〔検定法〕 滴定法	〔廃棄方法〕 燃焼法 そのままあるいは水に溶解して、スクラバーを具備した焼却炉の火室へ噴射し、焼却する。 〈備考〉 スクラバーの洗浄液には水酸化ナトリウム水溶液を用いる。 〔検定法〕 吸光光度法、高速液体クロマトグラフ法
703	メタクリル酸	【性状】 無色透明な芳香を有する液体	刺激臭のする無色透明液体または無色柱状結晶
714	<i>N</i> -メチル-1-ナフチルカルバメート	【性状】 白色～淡黄褐色粉末	白色の結晶またはさまざまな形状の固体

※この冊子は、2018（平成30）年5月から2019（平成31）年1月末の間に改正された政令および厚生労働省令をもとに作成しました。